

第一百八十六回国会

内閣委員会議録 第七号

(一一五)

平成二十六年三月二十六日(水曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 柴山 昌彦君

理事 関 芳弘君 理事

理事 橘 延一郎君 理事

理事 平井たくや君 理事

理事 松田 学君 理事

青山 周平君

鬼木 誠君

川田 隆君

古賀 篤君

新谷 正義君

田所 嘉徳君

高木 宏壽君

中谷 真一君

長島 忠美君

藤井比早之君

吉川 越君

後藤 祐一君

若井 康彦君

遠藤 敬君

中丸 啓君

鷹水 恵一君

大熊 利昭君

村上 史好君

山本 一太君

内閣府副大臣

内閣府大臣政務官

政府参考人
(内閣官房行政改革推進本部事務局長)

内閣委員会議録第七号 平成二十六年三月二十六日

(政府参考人
(内閣官房内閣審議官))

斐山 豊君

藤井比早之君 田所 嘉徳君

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。近藤洋介君。

○近藤洋介委員 おはようございます。民主党の

近藤洋介君

三月二十五日

健康・医療戦略推進法案(内閣提出第二一号)

独立行政法人日本医療研究開発機構法案(内閣

提出第二二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

ます。近藤洋介君。

○近藤洋介委員 おはようございます。民主党の

近藤洋介君

本日は、予算関連法案である内閣府設置法の一部改正案の審議であります。その趣旨は、総合科学技術会議の体制を強化し、テーマを絞って予算を配分する権限を与えることによって、いわゆる司令塔機能を強化するという内容であります。

鉱物資源など天然資源の大半を輸入に頼る我が国にとって、国を富めし、國富をふやし、国民生活を豊かにする源、源泉は日本人の知恵、技術力であることは論をまたないわけであります。

新興国が台頭する中で、特に我が国としては、市場をつくり出す技術革新、いわゆるイノベーションを起こす力が重要であります。もちろん、民間が主導すべきものではありますけれども、民間に丸投げではなく、私は、政府と民間がある部分は一体となつて、出口も見据えた技術開発を加速させる必要がありますます高まっているという認識に立ちます。これは政府も同様なんだろう、こう思うわけであります。

民主党時代も、一部から新重商主義だなどと言われましたけれども、科学技術立国という旗を掲げて、閣法として総合科学技術会議の機能を強化する法案も提出をさせていただきました。その意味では、今回の政府提出法案も、大きな方向性は一致している、こう受けとめております。

たゞ、冒頭あえて申し上げますが、科学技術イノベーション政策とは全く関係のない部分の法改正が、改正というよりも、我々に言わせれば改悪でございますが、火事場泥棒的に紛れ込んでおる。この点は、後ほど後藤祐一議員から質疑があらうかと思いますので、後藤議員に譲りたい、こう思いますし、我々としても、この部分について

○柴山委員長 これより質疑に入ります。

○柴山委員長 御異議なしと認めます。よって、いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

は修正が必要である、こういう認識に立つものであります。

私の持ち時間については、科学技術政策を中心にお伺いをしていただきたい、こう思います。

まず、山本大臣に伺いたいと思います。これは通告がちょっとおくれてしまつたので恐縮なんですが、基本的なことなのでお許しください。

総合科学技術会議が先導して、各省庁の垣根を越えて省庁横断の国家プロジェクトとして進めたものとして、このFIRSTプロジェクトがあるわけあります。三十人の研究者を選んで、十八億円から六十億円強の資金を投入して、この三月末に期間が終了する。

この成果集は、私も読ませていただきました。大臣もなかなかいい写真で寄稿されておりますが、中身を読ませていただきました。

このプログラムは、この期間中ソーベル賞を受賞された山中教授もこの中に入られて、これは自民党政権下でスタートをし、民主党政権下でも引き継ぎ大変成果のあったものだ、私はこう思うわけでありますけれども、このFIRSTプロジェクトは、こういう動きが、これから議論させていただくさまざま今後の省庁横断のプログラムの草分け的な部分なんだらうな、こう思うわけあります。

また、こうしたこのプログラムの大臣なります。大臣、こうしたこのプログラムの大蔵なります。この簡単な総括評価をちょっと一言、もしあればいただきたいということと、やはり私は、この成果を広く国民の皆さんにきちんと知らしめるべきなんだろう、こう思つんです。

とりわけ、ポイントは、この中にもありますように、一人一人の科学者が取り上げられていて、その科学者の苦労話も含めたといいましょうか、それぞれの思いなり技術の成果も非常にわかりやすくこの冊子は紹介しておりますけれども、こういう一人一人に光を当てたストーリーをきちんと国民の皆さんに知らしめる必要があろうかと思うんです。

冒頭、この三月に終了した、せっかくのいいプログラムでありますけれども、この中身をきちんと国民に知らしめる。特に、私は、この冊子は政府がつくった割にはよくできていると。私はきのう、本当にもしろくて全部読んじゃいました。非常にわかりやすく、私のような文科系人間にもわからやすくなっている。ありていに言うと、高校生でもわかる内容になつていてると思うんですね。

国民に知らしめるという意味においては、高校生に教えたらしいんじやないか。政府においては、スーパー・サイエンス・ハイスクールというのが、高校、全国二百校程度指定しておりますけれども、例えば、大臣、プログラムは終了したわけではありませんけれども、文部科学省とちよつと協議をされて、このものばかりの冊子を配るかどうかは別にしても、これでもいいと思うんですけれども、これをスーパー・サイエンス・ハイスクールに配付して、こういう技術者が、ストーリーがあるんだよ、こういふ技術があるんだよというのを高校生クラスに、理系の高校生の方々に教えるというのも一計かと思うんですが、まず大臣、いかがでしょう

か。

○山本國務大臣 今、近藤委員の方から、総合科学技術会議の司令塔機能強化は民主党政権時代からの流れであって、大きく目指す方向は一緒だと思います。大臣、こうしたこのプログラムの大蔵なります。大臣、こうしたこのプログラムの大蔵なります。この簡単な総括評価をちょっと一言、もしあればいただきたいということと、やはり私は、この成果を広く国民の皆さんにきちんと知らしめるべきなんだろう、こう思つんです。

とりわけ、ポイントは、この中にもありますように、一人一人の科学者が取り上げられていて、その科学者の苦労話も含めたといいましょうか、それぞれの思いなり技術の成果も非常にわかりやすくこの冊子は紹介しておりますけれども、こういう一人一人に光を当てたストーリーをきちんと国民の皆さんに知らしめる必要があろうかと思うんです。

ロードマップでありますけれども、この中身をきちんと国民に知らしめる。特に、私は、この冊子は政府がつくった割にはよくできていると。私はきのう、本当にもしろくて全部読んじゃいました。非常にわかりやすく、私のような文科系人間にもわからやすくなっている。ありていに言うと、高校生でもわかる内容になつていてると思うんですね。

最後に、近藤委員の方から提案のあつた高校生にこうしたことでもうちょっとと知らせるべきではないかということについて言うと、このFIRSTプログラムの冊子はスーパー・サイエンス・ハイスクールへ一冊ずつ送ることにしてるんですけど、今の近藤委員の御提案を受け、大変前向きな御提案なので、少し冊数をふやしてスーパー・サイエンス・ハイスクールに配るとか、あるいは、もしほかに高校生に読んでいただくということでお手伝いがあれば、私の方から、少しそこは知恵を考へて、事務方に指示をさせていただきたいというふうに思います。

○近藤(達)委員 大臣、前向きな御答弁をありがとうございます。

おつしやつたとおり、それぞれ日本の、世界のトップクラスの先生方というか科学者たちのストーリーをわかりやすく書いていますし、ぜひ高校生クラスに知つてもらいたいと。一冊と言わず、ぜひ、スーパー・サイエンス・ハイスクール、それぞれいい学校が各校指定されております。私の地元でも、米沢で米沢興譲館という高校がありますが、日本で最も古い高校の一つ、一六〇〇年代にできた上杉藩の藩校であります。そこもスーパー・サイエンス・ハイスクールで、東京の大学にサイエンス・ハイスクールとして見学、勉強に来たりしていくことを思つてますけれども、やはりこういったふうに考えております。

FIRSTについての感想というところなんですけれども、やはりこういった本もぜひ、それなりの学校がみんな指定されていると思いますので、興味のある学生も多いと思いますので、前向きに御検討をと思います。

それでお伺いしたいんですが、このFIRSTプログラムは麻生政権で基金として始まつたもの

ですが、かなりの成果が出たというふうに考えております。今、近藤委員がおつしやつたIPSI細胞の山中先生もそうですし、細胞シートの岡野先生もそうですし、先般、NHKの「プロフェッショナル・仕事の流儀」に出演されていた介護口ボットHALの山海先生もそうですし、こういう方々の研究を後押ししたという意味では非常に意味があつたのではないかというふうに考えております。

この資料に書いているとおり、総合科学技術会議の司令塔機能強化の一環としてこの事業が進められるということになりますが、総合科学技術会議がテーマを設定し、総合科学技術会議のもと、IMPACT推進会議のもとでプログラムマネジャーを公募することになっている、こういう話であります。ある意味で、このFIRSTプログラムを一種引き継ぐ形ながらも思つております。

大臣にお伺いしたいんですけども、いつまでにこのテーマを、どのようなテーマを設定されるのか。また、この予算配分の権限、最終責任といふのは、総合科学技術会議ということでありますから、私は基本的に山本大臣が最終権限を持つものであろう。もちろん、総合科学技術会議でありますから、内閣総理大臣であると言わればそれまでありますけれども、基本的に閣僚としては山本大臣ではないか、こう思つわけでありますけれども、その最終責任はどこがお持ちになりますか。お答えいただけますか。

○山本國務大臣 お答えいたします。

今、近藤委員から御指摘のあつたIMPACTプログラムのプログラムマネジャー、PMは、失敗を恐れない挑戦的な研究開発によつて革新的なイノベーションを生み出す、これがIMPACTの特徴で、ハイリスク・ハイインパクトというコンセプトが主眼なんですけれども、このハイリスク・ハイインパクトなイノベーションを生み出す上で鍵となるということで、多様な人材を幅広く募り、適材を見つけ出すために、今、実は公募を行つてゐるところです。

選定に当たっては、外部有識者の知見も活用しながら厳正に審査を行った上で、六月ごろには総合科学技術会議においてプロジェクトマネジャーを決定したいというふうに考えております。このPMの審査においては、一つには、構想に至った背景、構想の斬新さ、世の中を変える革新性、発展性、こうしたプログラムの構想の内容を見る書面審査と、それから、構想力やマネジメント力、PMとしての資質、困難な課題をやり抜く意欲などが応募者に備わっているかどうかを見る面接審査を実施することにしております。

I-M-P-A-C-Tの趣旨が貫かれるよう、総合科学技術会議として責任を持つて、PMの選定、予算配分等を行つてまいりたいと思います。

最終責任という話がありましたが、最終責任は当然この総合科学技術会議がしっかりといく。総合科学技術会議の議長は総理ですけれども、私も代理としてしっかり総理を支えて、今委員のおっしゃつたように、担当大臣として責任を持つてフォローさせていただきたいと考えております。

○近藤(洋)委員 続いて伺います。

I-M-P-A-C-Tについてはそういうことで進めていくと。このI-M-P-A-C-Tに関連しては、一月の国会で、J-S-T、文科省所管の独立行政法人科学技術振興機構にPM、プログラムマネジャーの身分を移管させる等々があるので、J-S-Tの関連の法を改正した、こういうことであります。が、今回は内閣府設置法を変える、こういうことであります。

この設置法を変えて、総合科学技術会議の名称なり陣容の変更点もありますけれども、一つの改正点の中には、予算の配分について事務の規定を加えた、これは非常に大きなことだつたんだろ

これは、内閣府設置法の改正がややずれたといふか、今国会に、通常国会になりましたから、通常国会というか、予算関連法案で、補正予算の事業のときには間に合わなかったといえはそれまでありますけれども、私は、本來的には内閣府に統合すべきもの、文部科学省にあるのが逆に不自然だ、こう思うわけです。私は、近い将来統合して、内閣府で総合科学技術会議として監督するもの、見るべきものだ、こう考えますが、大臣、いかがでしようか。

○山本国務大臣 今、近藤委員のおっしゃったことは、一つの考え方だというふうに思います。

I M P A C T の実施に当たつては、総合科学技術会議の司令塔機能のもとで基金を適正に管理できる、それからプロジェクトマネジャーの身分、処遇を確保できる、プロジェクトマネジャーの指示によりトップダウンで研究開発を推進できる、さらには、研究開発戦略、知財戦略の立案、支援など、プログラムマネジャーをしっかりと支える能力を有する、こういう機能を有する法人が運営に携わることが求められます。

近藤委員からきょう言及いただいた F I R S T についても実はこういう方式でやつております。それで、総合的に検討した結果、やはり独立行政法人科学技術振興機構、J S T を活用することが最も適切だというふうに判断をいたしまして、J S T を所管する文部科学省に予算を計上し、さらに基金設置のために J S T 法の改正を行いました。

ただ、委員がおっしゃったように、J S T の本部は、ある意味でいうと文科省からかりた。ここがやはりあらゆる意味で、先ほど申し上げたとおり、このプログラムを実施していく上では最も適切なサポートができるだらうということだったんですね。これが文部科学省のプロジェクトではあります、これは文部科学省のプロジェクトではありません、今委員がおっしゃったとおり。これは、運営もそうですが、さまざま決定は総合科学技術会議がきっちりとしていくことだとうふうに思います。

なお、将来的な本事業の継続、拡充について

は、今現段階で予定していませんけれども、仮にそういう必要性があつたとしても、将来時点において最も適切と考えられる政策、手段、方法によつて必要な措置が講じられるべきだというふうに考えております。委員のおっしゃった、しっかりと内閣府総合科学技術会議が責任を持つて主体的にこの I M P A C T が運営していくということは肝に銘じてこのプログラムを進めていきたいと思います。

○近藤(洋)委員 大臣はよくおわかりになつて御答弁されているのでありますけれども、やはり最終責任を山本大臣が実質的に持つのであれば、予算計上も内閣府というのが筋なんだろう。私はこう思つてます。

J S T の所管は文科省、それはそれでいいんですけど、J S T に任せること自体は別に問題はないと思います。一種のファンディング独法ですか、それはそういうものでいいと思うんですが、別に新しい独法を内閣府につくる必要もないですしだけに、J S T にやらせたらいつとは思つんでも。ただ、予算の計上は、やはりそこはきちっとつけた方がいい。これは別に独法論であつて、独法の仕組みとしてそういうふうにできるようにすればいいだけの話なのではないかと私は思つてます。

統いて伺いますが、総合科学技術会議に関する、いわゆる内閣府の本部と呼ばれる組織についてなんですが、I T 本部、知財本部、総合海洋本部そして宇宙本部、こうあるわけであります。大臣、これは全て、議長ないし本部長は内閣総理大臣が務めておるんですね。

総理大臣が本部長を務めるというのは、これは見かけはいいんですけれども、私も、わずか三年

せということを、それは野田総理も認識をされで、何とかしようとしました。

当時はありませんでしたけれども、今の政府でいえば、せいぜい経済財政諮問会議ぐらいは総理がいてもいいけれども、ほかの I T 本部、知財本部、海洋本部、宇宙本部は、本部自体も総理がお出ましいただくまでもない。それは、山本大臣が本部長で主宰して、関係閣僚を集めてさばかれるという方が機動的であるし、よいのではないか。

やはり、関係閣僚が集まつて物事を決めている場はやはり大事だと思うんですね。そこで関係閣僚が集まつて物事を決める場というのは、やはり、場合によつては二カ月に一回ぐらいあつた方がいい部分もあるうかと思うんですね。それは、閣僚ではないと決められない物事はありますから。だけれども、総理日程に左右されるというのは、これは非常に問題ではないかと思うわけであります。

これは官房長官のさばきの話かもしませんけれども、大臣、この関係会議、百歩譲つて、総合科学技術会議は総理が議長でもよいのかもしれませんけれども、それとて、僕は山本大臣が議長でもよいのではないかと。あとは、本部長は、担当閣僚もとれる、より連携がとれる、こう思つてが、大臣、いかがですか。

統いて伺いますが、総合科学技術会議に関する、いわゆる内閣府の本部と呼ばれる組織についてなんですが、I T 本部、知財本部、総合海洋本部そして宇宙本部、こうあるわけであります。大臣、これは全て、議長ないし本部長は内閣総理大臣が務めておるんですね。

総理大臣が本部長を務めるというのは、これは見かけはいいんですけれども、私も、わずか三年の経験でいうと、総理大臣主宰の会議といふのは設置するだけで大変なわけで、総理の日程をとるというだけでもう一ヵ月先、二ヵ月先にそれ込んでしまうわけですね。私は、多忙な総理の会議の日程をとるだけでこれは大変だと。私は、政権時代には、総理本部長の会議はもうなく

他の国務大臣等を本部員として内閣に設置されているということです。これはいずれも、今委員御指摘のとおり、内閣総理大臣がその長となつていふことで、内閣総理大臣を適切に補佐することが担当大臣である私の任務であるというふうに認識をしております。

これは、内閣で特に重要なものを合議体の事務の一部ということで渡しているという感じなのです、これはやはり内閣の長である総理がリードするという方が機動的であるし、よいのではないか。

やはり、内閣で特に重要なものを合議体の事務の一部ということで渡しているという感じなのです、これはやはり内閣の長である総理がリードするということが、これはもう歓迎に説法ですけれども、親和性があるみたいな多分議論なんだと思いますが、現段階において、やはりこれは総理にやつていただくという方が私は望ましいと思ってます。

一つ、今、総合科学技術会議の話をされました。総理の日程、確かに、各本部、司令塔、本部がどるのは大変なんですが、例えば総合科学技術会議について言うと、過去一年ちょっとで十三回ぐらいやつていまして、そのたびに総理にかなりよくお願いをして出ていただいておりますので、いとことも御報告をさせていただきたいと思います。

○近藤(洋)委員 総合科学技術会議はそうでしょう。だけれども、では I T 本部はどうか、では知財本部はどうかと。ここではもう聞きました。ですから、総合科学技術会議は、ある意味、一種、総理直属でもいいのかもしれません。あと、経済財政諮問会議も、これは総理でいいのかもしれません。だけれども、あとこの本部は山本大臣で十分です。

山本大臣、山本大臣は、一種、科学技術庁長官でもあられるわけです、昔で言うところの。ちょっとこれはとんちみたいで、初代の科学技術庁長官というのはどなただつたかというのを覚えていらっしゃいますかね。

お答えします。正力松太郎さんですよ。正力松太郎さんが初代科学技術庁長官なんですね。これ

はなかなかの大物であります、御案内のとおり。

いと思います。

二代目は誰か。石橋湛山であります。これは総理兼務であります。二代目、石橋湛山。正力松太郎さん、そして石橋湛山。三代目、ちょっと僕は正力さんかなと思つたんですけれども、途中、宇田耕一さんという、これはなかなかの大物でしたけれども、宇田耕一さんで、また正力松太郎さんが事実上三代目を務めて、四代目は三木武夫。大臣の御地元である中曾根康弘さんも五代、こういうことでありますから。

何を言いたいかというと、大物ばかりですよ、要するに。科学技術庁長官というのは、要するに、正力松太郎であり、時には石橋湛山さんが総理兼務でやられ、そして、三木武夫、当時若かつたけれども一派をなしていた三木武夫さんがやられ、そして、当時やはり一派をなしていた中曾根康弘大歟位がやられ、こういうポジションであるわけです。ですから、科学技術をつかさどる大臣というのは、それぐらいの位置づけであるわけですから、ここで別に山本大臣をよいしょするつもりは毛頭ありません。要するに、そういうものであります。

ですから、何を言いたいかというと、IT本部長、海洋本部長、宇宙本部長ぐらいは十分できる、格のある大臣であられるということでありますので、ぜひ、次の質問と関連してなんですけれども、せめて、科学技術イノベーションと非常にコインの裏表である知財本部、これは、例えば、総合科学技術会議と知財本部はコインの裏表ですよね、ある意味で。使つたものをどう活用するか、こういうことですですから。コントンツとか、やや毛色の違うものもありますけれども、知財本部などは事実上一体運営で、少なくとも知財本部は、私は、山本さんが本部長で一体運営、内閣府の肥大型といふか、整理統合といふことも言われているところでありますから、お考えになつたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○山本国務大臣 正力松太郎さんほど大物でなく

て、総合的かつ基本的な政策の企画立案、総合調整を所掌しております。一方、これも次回に説明ですが、知的財産戦略本部においては、知的財産基本法に基づいて、政府全体の知的財産推進計画の作成、知的財産に関する重要施策の総合調整等を行っております。

両者はそれぞれ異なる観点から司令塔としての機能を果たしているものであり、今回の法案においては統合は行つておりません。

他方、近藤委員がおっしゃつたように、両者が扱う事項というのはかなり密接な関係を有しておりますので、相互の連携、これは重要なことだと思いますので、現政権においては、私のもとで司令塔連携・調整会議という仕組みをつくりまして、今連携を図つておりますが、引き続き、相互の緊密な連携、調整をこころした枠組みを通じて、今連携を図つておりますが、引き続き、相互に近藤(洋)委員、ぜひ連携を深めていただきたい、こう思います。

次に、伺います。

資料の三枚目をごらんいただければと思いますが、独立行政法人の改革の中で、これはまた後ほど内閣委員会で独法通則法の議論はあろうかと思ふんですが、この中で、いわゆる研究開発独法を通常の独法通則法のルールとは別に分けるという議論、これが進んでいるわけであります。

その中でも、かつて、研究開発独法の中でも特出をして、世界最高水準の成果を目指す法人として特定国立研究開発法人というものを設ける、こ

おいて、この特定国立研究開発法人の対象として、理化研究所と産業技術総合研究所の二つが候補になるということを明らかにされております。

そこで伺いたいんですが、この特出しをする特定研究開発法人に求められる役割と、数多くの研究開発独法からこの理研と産研の二つを選んだ理由をお答えいただけますか。

○山本国務大臣 お答えいたします。

国際競争の中で世界トップレベルの研究開発成績を生み出す、そうした成果を科学技術イノベーションの創出につなげていくことは極めて重要だと思います。その中核をなす研究開発法人として、今、近藤委員がおっしゃつた特定国立研究開発法人、これはまだ仮称ですけれども、これを位置づけて、国家戦略に基づいて、総合科学技術会議、主務大臣及び法人が一体となつて科学技術イノベーション政策に取り組んでいくことが必要だというふうに考えています。

このため、今言及ございましたが、三月十二日の総合科学技術会議において、特定国立研究開発法人の対象法人の考え方というものを決定いたしました。その特定国立研究開発法人の選定要素としては、国家戦略上の位置づけ、研究開発活動の蓄積、社会経済への貢献に向けた取り組み、人的資源、研究開発体制などを示すとともに、制度の創設に当たっては、総合的な研究機関と言えるものを選定すべきだというふうにされました。この考え方方に基づいて、理化研究所及び産業技術総合研究所が対象法人候補として決定されたということです。

○近藤(洋)委員 まさに、特出しをする、国として力を注いでいく機関として理研と産研、こういうことであります。その理研で、英國のネイチャーリー誌に発表したSTAP細胞の論文について疑惑が生じているわけであります。期待が大きかつただけに、仮に不正があつたとすれば、極め残念であるわけであります。

きちんとした調査が必要であるわけであります

それから、マネジメント面での課題ということでございますが、今回のことにつきましては、若手の研究者の研究論文作成についての基本的な認識、知識、それからデータ管理、研究倫理等についての認識が甘かつたということが一つの大きな要因でございますが、マネジメント面でもいろいろな課題を感じております。

数々ありますけれども、まず一つは、若手の登用ということでございます。

若手の登用につきましては、基本的に科学技術振興のために必要不可欠というふうに考えておりまして、これからも進めていく予定でございます。

ただ、マネジメントサイドとしては、若手の能力を最大限に發揮させるような環境をつくるということについて多々課題があつたと思っております。今まで、シニアな研究者がメンターという形で助言するというような制度、あるいはラボのマネジメントのブックを教育しという形でやっておりますが、まだまだ十分ではなかつたといふことでございます。

それから、今回の中で、いろいろなラボにまたがるような形での研究成果の取りまとめがありましたが、理研としては、総合研究機関でございましたが、理研としては、総合研究機関でございましたので、これからさらに総合力を發揮させるために、いろいろな分野にまたがる研究を進めるといふことでござります。そういう中で、研究成果、研究論文というものをどういうふうにマネジメントしていくかということについて、今回の形是非常に大きな教訓であるといふふうに思つてます。それから、研究のデータの取り扱いといふことにつきましては、ラボにおけるデータがちゃんと管理されているかということについて、所長が適切に管理するといったような形の対応も必要かというふうに思つております。いずれにしましても、最終報告書を踏まえまして、全所的な形でマネジメントの改善ということを取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

ます。

○近藤(洋)委員 今、理事から、独立性の立場から調査を、こういうことであります。資料の六ページ目をごらんいただくと、この調査委員会、委員長の石井さんという方、これは独立法人化した研究室の上席研究員が委員長、内部の方が委員長。常識的に考えて、独立性の高い調査機関、こ

ういうふうにおっしゃいましたけれども、委員長が内部の方で本当に独立性が高いのかというのは、やや、外的には見ますと、そこまで言えるのか、こういう気がするんですね。

が、内部分析で独立性が高いのかというのは、大概そののどとは思つんですか、別に弁護士さんは、やや、外的には見ますと、そこまで言えるのか、こういう気がするんですね。つまり、私は、野依理事長の記者会見でちょっという場合、しかるべき、例えば、別に弁護士さんが全ていいとは言いませんが、法曹の知識を持つ方が多いために委員長なりなんなりになつて、本来は大概そののどとは思つんですか、別に弁護士さんは、やや、外的には見ますと、そこまで言えるのか、こういう気がするんですね。

が、内部分析で独立性が高いのかというのは、大概そののどとは思つんですか、別に弁護士さんは、やや、外的には見ますと、そこまで言えるのか、こういう気がするんですね。

が、内部分析で独立性が高いのかというのは、

か。

これが、国、具体的には文科省の科学技術・学術審議会が定めた研究活動の不正行為への対応のガイドラインというのがございまして、この中で、「当該研究分野の研究者であつて当該調査機関に属さない者を含む調査委員会を設置する」という形の規定がござります。今回は、そのガイドラインに基づいて設置させていただきました。

これは、國、具体的には文科省の科学技術・学

術審議会が定めた研究活動の不正行為への対応の

ガイドラインというのがございまして、この中

で、「当該研究分野の研究者であつて当該調査機

関に属さない者を含む調査委員会を設置する」と

いう形の規定がござります。今回、そのガイド

ラインに基づいて設置させていただきました。

石井委員長に関しましては、この分野のエキス

パートでござりますし、他の研究機関における調

査委員会という形でも従事しております。経験も

豊富というところでござります。

それから、先生が御指摘のよ

うな、外部の、特

に法律家のこと

でござりますが、現時点では、委

員長のほかに理研の中の研究者が二名、これは他

の分野でござります。

それから、外部の研究者の方が二名、それから、この分野に詳しい法曹、弁護士の方にも入つていただきまして、全体で御議論いただいている、そういう状況でござい

もちろん理研はすばらしい組織ですけれども、やはり、ガバナンス、それから危機管理マネジメント、こういうことも研究開発法人としては必要なことだと思つていますので、候補にはなりましたけれども、特定国立研究開発法人の決定は閣議気になった言葉がございまして、まあ、新聞、テレビですからそこだけ切り出して何度も報じてし

ます。

○近藤(洋)委員 いずれにしろ、まだ調査中の問題ですから、余り国会の場でという気はするんですけど、ただ、大臣、最後にお伺いしたいんですけれども、私は、野依理事長の記者会見でちょっと

か。

が、内部分析で独立性が高いのかというの

か。

が、内部分析で独立性が高いのかといふふうに思つてます。

ます。

○近藤(洋)委員 いずれにしろ、まだ調査中の問題ですから、余り国会の場でという気はするんですけど、ただ、大臣、最後にお伺いしたいんですけれども、私は、野依理事長の記者会見でちょっと

れについては触れておらず、「以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。」と。余り所要であると思えないんですが、要するに、見逃してしまったところに重要な規定を盛り込ませてあるわけでございますが、では、この地域自主戦略交付金がそれほど本当に評判が悪かったのかどうかを、ちょっと確認させていただきたいと思います。

八月から九月にかけて、この対象となつていた沖縄を除く都道府県と、沖縄はちょっと別なルールがあるので、政令指定都市六十六団体全てから回答があつたアンケートがござります。

て地方公共団体の自由裁量は拡大したかどうかと
いう質問に對して、拡大した、「大きく拡大した」
と「ある程度拡大した」を合わせると六七%。「拡
大しなかつた」と答えたのは一五%であります。
その「拡大しなかつた」と答えた団体についても、
総額をもつと欲しかつたとか、あるいは、もう
とやるべきだった、自由度を拡大すべきだったと
か、むしろ、一括交付金が導入される前の補助金
や交付金の方がよかつたというような形での回答
はないわけであります。

さらに言つと、この一括交付金の取り組みを評価しますかという質問に対しても、「大いに評価」と「ある程度評価」、この二つを合わせると七九%の団体が評価しているわけでありまして、「あまり評価しない」一四%、「全く評価しない」一%などありますけれども、この評価しないという方も、もつとやれるようにすべきではないかというような意味で評価しないという趣旨になつてているわけでござります。

これについては山本大臣の御担当ではないので、政務官にきょうお越しただいておりますけれども、この都道府県、政令市の今のアンケートの評価についての所見をお述べいただきたいと思ひます。

○伊藤大臣政務官 お答えをさせていただきたい
と思います。

地方の自主性がむしろ狭まつた部分というのはあるんでしょうか。

の地域振興事業を継続でできる交付金事業に充てます。と書いてあるんですが、評判が悪いと判断です。

平成二十四年の十一月に知事会からまず意見が出された以降において、地域自主戦略交付金一括交付金につきまして、地方から明示的に廃止す

○伊藤大臣政務官 まず、いわゆる一括交付金につきましては、内閣府への計画の提出でございますとか各省庁への予算の移しかえ、あるいは省庁

○伊藤大臣政務官 まず、選舉公約に出ておりま
きる根拠を政府としてお示ししていただけます
か。

を超えた事業選択が可能な、この制度の根幹にかかる仕組みでございまして、制度を維持した上で、皆さんが御指摘をいただいたところによりますと、これまでに地方から指摘された課題に対応することは困難であったということで、閣議決定すること

した文言でござりますので、それはそれとして、内閣府への計画の提出や各省庁への予算の移しかえというところが、非常にやはりこれはやりにくいいところだったなど。それを声として承った上で、さらにやりやすくしていくにはどうしたらいい

によりまして、地域自立戦略交付金について平成二十五年度の予算において全て廃止をさせていただきまして、各省庁の交付金等に移行をさせていただいたところでございます。

いかということを私どもは考えたわけでございま
す。
ですから、例えば廢止をした農業土木に係るお
金について、でもやはり必要なんだ、これなんか
はやよりおかしな話だと私は思ううなでございま

たアンケート調査につきましては、委員おつしやつたとおり、平成二十四年八月から九月にかけて、二十五年度予算編成に向けた作業の一環といたしまして内閣府が地方団体に対して行つたものでございまして、地方から本交付金の取り組みについて評価があつたと私どもも承知をいたしております。

たた、その一方で、対象事業が従来の補助金に限定されていることや、事業執行に当たっての手続きや期間などの運用改善が必要といった指摘もされていましたと承知をいたしております。
以上でございます。

○後藤(祐)委員 今の答弁ですと、既存の交付金、補助金の方が自由度が高い部分はないというふうにしか受け取れないわけですから、実際そのようにさせていただいたところでござります。

しいので、公約というのはその程度のものなのかな
などと思うんですが。

もう少し眞面目な話をしてると、この一括交付金
を導入するときに、国と地方の協議会における議
論ですが、非常に意見を聞きながらつくってき

○後藤(祐一委員) もつとやれという意味での改善提案はいいと思うんです。つまり、比較すべきは、一括交付金が導入される前の補助金・交付金の体制と一括交付金が導入された後と比べてどう

際、農業土木関係の補助金が我が政権のときには随分削減されて、既存事業などもあつたものですが、その分を何とか埋めたいということで、この一括交付金でかなり農業土木のところをうまく

たという経緯があるんです。もしこれを廃止するのであれば、廃止してよろしいでしようかといふことで、国から都道府県、政令市に對して御意見を伺うですか、そいつた手続を経た上でやる

かという話だと思うんです。
しかも、この一括交付金は、不十分ながら、既存の補助金、交付金に移しかえて施行する形になつていて、ただ、補助金、交付金のどれにどれだけのお金を割り振るかというところの自由度が各自治体にあるわけですから、そういう意味においては、ここを聞きたいんですけども、一括交付金になる前の状態と、なつた後の状態で、

使つたりですか、そついたところでは、それがいいかどうか、価値判断はもちろんあると思いますが、地方の自主性という意味では少なくとも評価されていたと思うんです。

それに対して、この前の自民党の選挙公約にこう書いてあるんですね。「使い勝手が悪く、地方自治体からの評判も悪い[地域自主戦略交付金]（一括交付金）は廃止し、各府省に戻した上で大型

べきだと思つんですね。そのような公式な手続は行つていらっしゃいますか。

○伊藤大臣政務官 確かに、公式的な意見のヒアリングということはなしではおりませんが、しかし、さまざま形で地方のヒアリングをさせていただきました、そして意見集約をした結果、こうしたことを行つていただいておるわけでござります。

ちなみに、一括交付金を廃止する一方で、当該交付金を移行した各省において、事業別に細分化されたいた整備計画をより大きな政策目的にまとめるなど、運用の改善に努めさせていただいていると同時に、もちろん、当時、県から政令市で、中核市に延ばしていくつて、さらには全国に延ばしていくこうという途中だったということは承知をいたしておりますけれども、しかし、それにして

も、今現行においては広く一般の市町村にまで及ぶ形にすることができたわけござりますので、

こうした形で実際に実行していく形にしたわけでござります。

○後藤(祐)委員 やはり制度をつくるときに、地方との関係においてとった手続とほぼ同等の丁寧さを持つてやるべきだということを改めて御指摘しておきたいと思います。

山本大臣に伺いますが、今回のこの法案とこの一括交付金の話は全く関係ないと思うんです。関係ありますか。

○山本国務大臣 本法案は、我が国の科学技術イノベーション政策の司令塔である総合科学技術会議の機能強化を図るものであります、地域自主戦略交付金の根拠規定の整理も織り込んでいます

いうふうに理解しています。

地域自主戦略交付金については、日本経済再生に向けた緊急経済対策、平成二十五年一月十一日の閣議決定によって、平成二十五年度に廃止する

ことが決定されたために、それを根拠に実施する事務が存在しなくなつたところで、今般の内閣府設置法の改正において、当該規定、第四条第三項第七号の整理を行うものだというふうに理解をしております。

○後藤(祐)委員 そんなへ理屈を言つていただかなくてもいいんですね、予算として幾らにするかという価値判断は、内閣としてされたらしいと思うんです。

ですが、法律で規定されていることをその都度変えるとしたならば、政権というのは、長い目で見れば、どこかでかわることもあり得るわけで

ゼロにすることは可能なはずなんです。可能ですか。

○伊藤大臣政務官 おっしゃったことにつきましまして、可能な限りの根拠条項を削ること

では、可能な限りの根拠条項を削ること

は私どもは適切であると考えておりますし、それ

から、事務が存在しないにもかかわらず所管事務

規定が残っていることというのは、少なくとも、

内閣府の所管事務を定めている内閣府設置法第四

条においては、そのようなものは一つもないとい

うことを見ても、この部分について

は、七号の削除については理由がないものと考

えます。

我々は、この削除部分を残す形での修正案を提案したいと思いますが、ぜひ各党の皆様方、覚えておいていただきたいんですが、この内閣府設置法、すなはち、一括交付金を設置するときの内閣府設置法改正案は、賛成した党派を申し上げます。私は、この修正案が正しかったというふうに思っています。

○津村委員 そうした中で、今回新しく総合科学技術会議に付与される仕事というのは残りの二つだけ、その残りの二つも非常に表現が似ているんで

すが、いかがですか。

○山本国務大臣 今もやつてあるという表現が正

しいかどうかわかりませんが、既に総合科学技術会議が深く関与していることは事実でございま

す。

○津村委員 そうした中で、今回新しく総合科学

技術会議に付与される仕事というのは残りの二つ

だけ、その残りの二つも非常に表現が似ているんで

すが、いかがですか。

○山本国務大臣 今もやつてあるという表現が正

しいかどうかわかりませんが、既に総合科学技術会議が深く関与していることは事実でございま

す。

○津村委員 そうした中で、今回新しく総合科学

技術会議に付与される仕事というのは残りの二つ

だけ、その残りの二つも非常に表現が似ているんで

すが、いかがですか。

○山本国務大臣 今もやつてあるという表現が正

しいかどうかわかりませんが、既に総合科学技術会議が深く関与していることは事実でございま

す。

○津村委員 そうした中で、今回新しく総合科学

技術会議に付与される仕事というのは残りの二つ

だけ、その残りの二つも非常に表現が似ているんで

すが、いかがですか。

○山本国務大臣 今もやつてあるという表現が正

しいかどうかわかりませんが、既に総合科学技術会議が深く関与していることは事実でございま

す。

○津村委員 そうした中で、今回新しく総合科学

技術会議に付与される仕事というのは残りの二つ

だけ、その残りの二つも非常に表現が似ているんで

すが、いかがですか。

○山本国務大臣 今もやつてあるという表現が正

しいかどうかわかりませんが、既に総合科学技術会議が深く関与していることは事実でございま

す。

とを申し上げて、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○柴山委員長 次に、津村啓介君。

○柴山

います。

○津村委員 先ほど御紹介いただきましたように、私、総合科学技術会議の司令塔機能を強化していくという方向で、与党時代も野党になつてからも思いは同じでございますけれども、今回、同じ方向を向いた法案ですから、できるだけ応援させていただきたいと思う反面、このような形で中途半端なことをしていただくと、逆に、もう司令塔機能は強化されたということになつてしまつて、本来あるべき姿にかえつて遠回りになるんじゃないいかということを心配しています。

イノベーションというのは、もともとの議論、私の理解では、科学技術・イノベーション、イノベーションをプラスしたのは、衆議院の特別委員会も設置しました、科学技術・イノベーション特別委員会。このイノベーションで読まれているのは、知財であり、ITであり、場合によっては宇宙、海洋、こういったものがその特別委員会に付与されていて、内閣委員会から切り離されているはずです。

そういつたものを、科学技術じゃない、知財、IT、海洋、宇宙を読み込むために中ボツイノベーションという言葉を使つてはいたはずなんですが、今回の中ボツイノベーションというのはそれを全部入れていなくてよね。そういうものをつくつてしまつたら、今後、知財、ITというものを統合していくには逆方向になつてしまふと思うんですが、いかがですか。

○山本国務大臣 今、津村委員がおつしやつた総合科学技術会議の司令塔機能強化、中途半端な形だと、これで機能強化が終わつたというふうに思つています。例えばアクションプランのようないつたものも、進化させたけれども、さらにこれを予算に反映させていくためにはどうしたらいいかという知恵はこれからもしつかり絞つていなければいけないというふうに思つています。

おつしやつたイノベーションの話ですけれども、司令塔連携については、司令塔連携・調整会議というのも設けて、今、各司令塔本部の連携調整をいろいろとやつておりますが、総合科学技術会議、それから知財、IT、これはそれぞれ違う法律でそれぞれの本部機能を果たしているということなので、なかなか簡単にこれを一つにするということは難しい面があるというふうに思いますし、そこは大議論になつちやうと思うんです。が、総合科学技術会議が果たして全ての司令塔を俯瞰できるのかどうか、そこには安全保障等々いろいろな要素もありますので、それも含めて、司令塔連携会議の方で、いかなる体制をつくつていいたらいいのかということを議論していくたいというふうに考えております。

○津村委員 先ほど、たしか近藤委員もその議論をされていましたが、本部をたくさんつくると、総理大臣が全ての本部にちょっとずつ出席をされる。非常に細切れになつて、かつ場合によつては総理の時間がなかなかそれなりといつたことになつて、結果的に非常にうまく回らぬといいますか、まあ大臣がやればいいじやないかというお話をされいましたけれども。

もう少し重複を省いて、実際にうまく回る形を、一つの大きなイノベーション会議をつくつて、その下に分科会で科学技術とITと知財をやつて、それは大臣が見ればいいわけですから、総理出席の会議はできるだけ簡素化して、そのかわり、長い時間、腰を据えて議論していただくといふのがあるべき姿だと私は思います。完成形ではない、第一歩といふことですから、思ひは同じであります。第一歩といふことですから、思ひは同じであります。

例えれば、海外で力のある科学技術政策を推進されている国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、幾つかござりますけれども、科学技術顧問は、同時に、学界そして産業界のリーダー的な存在でもあります。そうした職を辞して、重責から一旦離れて常勤議員となることを引き受けていることは、まず一つ、必ずしも容易でないというのが実情でございます。

いずれにせよ、有識者議員には毎週の会議において、集まりをいただいて、私も今出席しておりますが、二名の常勤議員を中心として有識者議員全員で活発に議論を行つてはいるところでありまして、現在の布陣で新たな業務についても強力に推進できるのではないかというふうに考えております。

○津村委員 後で触れさせていただきますけれども、カーネギー会合を含め、海外で発信をして、ただくというのも常勤議員の大重要な仕事であります。ただ、非常に海へ行つてしまつかり日本をアピールするというのは多分できないと思うんですね。そうした中で、常勤が二人しかいなれば、一人の方が海外に行つたら一人しか残らないわけですし、これは日本の科学技術政策を海外に発信するという意味で非常に力をそいでいると思

います。

のときには四人の時期が長かつたと記憶しています。

もちろん、立派な方をリクルートするのはなかなか大変だというのはおつしやるとおりだと思いますが、それは大臣のお仕事です。大臣はたくさんの方にお会いになつていて思いますが、なぜ常勤議員を二名に絞つてしまつているんですか。

もれどおつしやつたような、戦略的イノベーション創設プログラムのような新しい試みもされています。新しい試みをされることは結構なんですが、な

う法律でそれぞれの本部機能を果たしているとい

うことです。それが常勤とするところが、常勤とする、ただし、最大四名まで常勤とすることができることと書かれています。これは、総合科学技術会議の企画立案機能を強化するために、有識者議員が科学技術に関するアドバイザーとして、恒常に、大臣である私とか事務局と連携をとりつつ、議論、検討できる体制を構築する必要があるためでございます。

しかししながら、これも委員よく御存じだと思いますが、議員の候補となるべき、科学技術イノベーションに対して高い識見、経験を持つ有識者は、同時に、学界そして産業界のリーダー的な存在でもあります。そうした職を辞して、重責から一旦離れて常勤議員となることを引き受けていることは、まず一つ、必ずしも容易でないということが実情でございます。

例えれば、海外で力のある科学技術政策を推進している国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、幾つかござりますけれども、科学技術顧問は、同時に、学界そして産業界のリーダー的な存在でもあります。そうした職を辞して、重責から一旦離れて常勤議員となることを引き受けていることは、まず一つ、必ずしも容易でないということが実情でございます。

また、イギリスにおきましても、前々任のキン

グさんという方は八年、前任のヘディントンさんは四年。この方は、日本の科学技術政策に大変理解のある方で、東日本大震災の直後に日本に来られ、その放射能の影響について非常に冷静な発信を海外にしていただいた、日本にとっても大変恩のある方でありますけれども、この方も四年さ

れています。

日本の有識者は、大臣も毎年かわつてきました

し、この有識者議員の中で主席というのがいない

フラットな形になつて、しかも今一人しかいな

い。この方が一年、三年でかわつていくとい

うのは、非常に、海外への発信、あるいは日本の

科学技術政策の安定性という意味において期間が短過ぎると思うんですが、なぜ三年にされたんですか。四年、五年にしなかったのはなぜですか。

○山本国務大臣 これも委員御存じだと思いますが、従来、総合科学技術会議の有識者議員の任期は二年とされておりました。しかしながら、科学技術政策の企画、実行、評価のサイクルを考えると、これらに要する期間に比べて二年の任期は短い。さらには、常勤議員を確保するという観点でいうと、二年よりも長期が望ましいという問題がありました。

このため、同意人事機関である審議会等の委員の任期が大半は三年だということも踏まえ、本法案において、有識者議員の任期を二年から三年に延長することいたしました。

先ほど委員の方から御指摘がありましたが、海外の科学顧問の任期、こうしたことを見ると、確かに、英国でも五年の方がいる、米国でも四年前後が多くて八年の方もいる、こういう状況はあると思いますが、総合科学技術・イノベーション会議の議員は、法律上、有識者議員の再任は可能であり、必要があれば三年を超えて議員を務めることも可能だという点はあると思います。これまで本法案においては、今申し上げた理由から、過去の立法例等も踏まえて、三年の任期というふうにさせていただきました。

○津村委員 関連いたしまして、科学技術顧問の設置について伺わせていただきます。

この司令塔機能強化の議論は民主党政権期からずっと続いているわけですが、一昨年まとまつた研究会の報告では、科学技術顧問の設置ということがたしか答申されていたと思うんですが、自民党案になつてからこれが落ちました。なぜ科学技術顧問を設置しないんですか。

○山本国務大臣 今御指摘のあつた科学技術顧問の件ですけれども、総理大臣等に対しても助言等を行なう科学技術顧問の設置、科学技術顧問というのは仮称ですが、この設置については、官邸のリー

ダーシップの發揮等の観点から、各方面から提言があるということは承知しております。

他方、科学技術顧問の必要性については、総合科学技術会議あるいは産業競争力会議における議論において、総合科学技術会議との二元化の問題とか、あるいは科学技術政策担当大臣との役割分担の問題とか、あるいは顧問のためにスタッフをさらに置くことの問題とか、科学技術顧問が担うべき高度な職務に対応できる人材の選定に関する問題とか、こういうことを指摘する慎重な意見もありました。

こうした状況を踏まえて、本法案においては、奥深い課題である日本経済の再生のために、我が国の科学技術イノベーション政策の司令塔である総合科学技術会議の機能強化を目的とするところ、科学技術顧問に関して関連する規定を設けないことにいたしました。

本法案が成立すると、総合科学技術会議の司令塔機能強化の基本的な枠組み、これはもちろん完成形ではないと私は思っていますが、この基本的な枠組みが定まるというふうになつております。今後、顧問を置くべきだとする意見とか、問題とも可能だという点はあると思います。これまで本法案においては、今申し上げた理由から、過去の立法例等も踏まえて、三年の任期といふうにさせていただきました。

○津村委員 関連いたしまして、科学技術顧問の設置について伺わせていただきます。

この司令塔機能強化の議論は民主党政権期からずっと続いているわけですが、一昨年まとまつた研究会の報告では、科学技術顧問の設置ということがたしか答申されていたと思うんですが、自民党案になつてからこれが落ちました。なぜ科学技術顧問を設置しないんですか。

○山本国務大臣 今御指摘のあつた科学技術顧問の件ですけれども、総理大臣等に対しても助言等を行なう科学技術顧問の設置、科学技術顧問というのは仮称ですが、この設置については、官邸のリー

間というものをつくれば、大臣もいろいろなお仕事、いろいろな司令塔を抱えていらっしゃるわけですから、科学技術の部分でかなりサポートが強化されるんじゃないかと思ってるんです。

カーネギーグループ会合、先ほど触れさせていただきましたが、海外での、G8や、あるいは中国、EU、約十数カ国との科学技術政策の実質的なリーダーが年に一、二度集まる会合がありますが、大臣は出席されたことがあります。○山本国務大臣 カーネギーグループ会合には出席したことはございません。

○津村委員 カーネギー会合の主要国の出席者というのは、基本的には大臣が科学技術顧問なんですね。日本には科学技術顧問がいないんですね。ですから、大臣が出るべきなんですね。

今、有識者の中の原山さん、以前は相澤さんが出ていらっしゃいましたけれども、彼らは別に有識者の責任者ということにはなつていなかはずで

なぜ大臣が出ないんですか。

○山本国務大臣 カーネギーグループ会合でなければ、今委員がおつやつたとおり、各國の科学技術担当閣僚、科学技術顧問等が集つて、その時々の課題等について、これは非公式に意見交換を行う場として、一九九一年から開催されているというふうに理解をしております。

本会合は、シニアな科学者であるということを前提に、個人的な見解を共有し合う非公式な場と

であるとか、これまで、法律を変えるなくてもできる運用面で大変熱心にいろいろな工夫をされてきたと思つていますし、私が大臣のお仕事を大変すばらしいと思っているということはきのうの本会議でも述べさせていただきましたし、大臣にはようやく伝わっていると思うんですが、やはり、今みたいな、できない理由をずらすと並べておつしやられるのは非常に残念です。

私は、大臣をもつとサポートするスタッフをつけるべきだという意味で、まず、有識者議員の数がもつと任命できるわけですし、また科学技術顧問等と意見交換を行うということは、今委員もおつしやったように非常に大事だというふうに考

えておりまして、今後ともさまざまな機会を捉えて、我が国の科学技術政策の発信、世界の科学技術動向の把握及び各国との協力関係の強化に努めまいたいと考えております。

ことし開催される同会合、これはイギリスだけではありませんが、たしか五月末あたりを予定といふうにも聞いておりますけれども、この出席について、これまでの経緯、国会等の諸日程、会合における具体的な議題等、今委員の御意見もありますが、たまたま、こういうものを考慮して検討させていただきましたが、こういうものを考慮して検討させていただきたいといふうに思います。

○津村委員 最後のお話、非常にいいお話をしました。先ほどはちょっとと責め立てるような言い方をしましたけれども、私はぜひ大臣に出ていただいたいです。

これは実は私が政務官のときも、大臣なし私も含めて、当時、政治主導と強く言つておりましたから、誰がなきやいけないんじやないか、出ようかという話もあつたんですけどななかなか、確かに国会日程ということもありましたし、言葉の壁等も正直などろあつたと思っています。

大臣は非常に英語を流暢にお話しになられますし、もう一年以上、原山さんよりも早くから科学技術政策に携わつていらつしやるわけですから、やはりしつかりと発信をしていただきたいと思いますし、秋のSTSフォーラムで各国の大臣に来ていただいて、ホスト役をされているわけですから、それも、やはりああやつて重要な会合を日本でも主催している。科学技術の世界で日本というのは非常にやはり注目されている、影響力のある国ですから、その大臣がこのカーネギーグループ会合に毎回出席されて、やはり日本は欠かせない存在だよねというプレゼンスを持たれることができます。この科学技術政策を今後推進していく上で非常に重要な会合で、大臣に御出席いただきたいと思いま

す。

時間が限られておりますので、少し質問を飛ばさせていただきます。

大臣は、新しい工夫の一つとして、科学技術フエロー、これを四月から導入しようとされています。今まで日本の科学者の方々の中では、やはり科学技術政策、こういう制度のものに若いうちにかかるわるというのは、どっちかとどうとちょっと並流といいますか、研究でなかなか成果が上がらないからこっちでちょっと別のことをやるみたまへ、少し下に見られるような、そういう風潮があつたのではないかと思つております。

これから国力を奪いで科学技術政策といふもの
を前進させていくためには、研究室の中に閉じこ
もつて研究をされる方も必要ですが、やはり社会
と科学技術のかかわりみたいなことを若いうちから
意識して政策づくりにかかわる方
も必要なんだろう。そういう意味で、今回、大臣
が、最大十名、科学技術フェローというのを任用
していくこと。すばらしいことだと思っておりま
す。

ただ、率直に言いまして、やはり制度をつくる
この四月のタイミングではすばらしい制度だとい
うことであっても、任期一年、二年といううち
に、例えば大臣がかわられるとか、いろいろと政
治リスクをこの新しく任用される方々に負わせる
わけにいかない。彼らが一年、二年、科学技術
フェローとして総合科学技術会議に貢献をしてい
ただいた後、彼らのキャリアにとつてそのことが必
ずプラスになるような、そういう人事上のとい
いますか、人事評価に反映される仕組みというの
を同時につくらないと、いい方が採れないと思う
んですが、今どういう工夫を考えていらっしゃい
ますか。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

の強化の一環として導入の検討を求められたものです。平成二十六年度予算に所要の経費が計上されて、今、運用開始に向けた制度設計の検討を行っております。

具体的には、研究者等が行政機関において業務に参画でくる制度である科学技術政策フェローの就任期間及び勤務日数などの彈力的な運用、ある

と私は思うんですが、そのことも含めて問題意識として申し上げますと、まず、この六つの司令塔というのは、もともと横串を刺すためにつくつてあるにもかかわらず、全て、言つてしまえば硬直的な人事配置で、ある種、各府省の出先みたいになつてしまつて、いる一面があるのではないかと、思つています。

○津村委員 私もお一人お一人は皆さん立派な方だと思っていまして、個人的にどなたかがだめだとかいうことは全然思っていないんですけども、やはり制度をきちっと設計して運用するのが非常に多いということは感じております。

具体的に申し上げますと、科学技術セクションの政策統括官は、これまで歴代七人いらっしゃい

大臣のお仕事です。

ますけれども、全員文科省の従出身で、三八新規官がついていますが、文科、経産、民間で指定席になつていて、知財についても、これまで五人の事務局長がいらつしやいますが、一人文科の方がいて、あと残り四人は皆さん経産の方。あるいは海洋ですと、四人の歴代事務局長、全員国交省です。あるいは工室は、歴代室長は全員財務省の〇B。この下にいらつしやる参事官は、お二人いらっしゃると思ひますけれども、ずっと総務と

普ふる事はござりては、恐らく大臣の閣下はより深く
コミットできるはずです。先ほど申し上げたポスト
というのは非常に硬直的になつていまして、や
はりここをえていくことが強いメッセージにな
る、そう考えるわけですけれども、ぜひ次の人事
で大臣が主導権を發揮していただきたいと思いま
す。いかがですか。

○山本国務大臣 ちょっと人事のことについて
は、今軽々にここでどうするということは言えな
い。大臣が主導権を發揮していただきたいと思いま
す。

経産だと思います。
こういう硬直的な人事がなされていること自体、今議論になつていてる内閣府の機能強化、内閣府の機能見直しといふところで、ぜひ見直すべきポイントだと思いますけれども、大臣はお考えをさせますか。

いんすでけれども、実は、総合科学技術会議も含めた、特に知財、IT等々については、新しいビルになるときにつかり、今幾つかの本部はかなり離れたところにあるので、これをまとめた方がいいと津村委員からアドバイスをいただきましたので、同じビルにならなくとも、知財とIT、総科はできるだけ近いところに持つてこようと思つ

とは非常に大事だと思っていまして、実は、司令塔連携・調整会議に、新たに内閣府参与としてお願いをした東京大学の城山教授にも前々回から参加をいただいていまして、この人事のことについてもしつかりやはりデータを調べようということになつていまして、津村委員から御質問があつた

て、今大臣として一生懸命頑張つておりますので。
人事どうのこうのということではありませんが、硬直的な仕組みにならない検討はしつかりやつてまいりたいと思ひますし、私なりに対応してまいりたいと思います。

ので、これを先にチェックすることができてよかつたと思っていますけれども、硬直的な人事配置にならないよういろいろ工夫をしてまいりたいと思います。

ただ、私が一年数ヶ月、内閣府で大臣として務めた経験からいいますと、少なくとも、総合科学技術会議を含めたほかの司令塔も、内閣府に来た方々は、もちろん、例えば母体の省庁があつたと

最後に一つだけ申し上げますが、津村委員からいろいろ御指摘のあった総合科学技術会議の有識者議員の増員とか、あるいは科学技術顧問の話、津村委員からのお話だったのです、私も相当真剣に検討させていただきました。

人をふやすというのは大事なんですけれども、今、毎週の有識者議員との懇談会にはほとんど出て徹底的に議論している中で、やはり総合科学技術

術会議全体として、余りにも人数が多くなつてしまつて、まず発言の機会もなかつたりするということがあつて、私、今この一年数カ月やつてゐる中でいうと、今の人數、よくまた検討させていただきますが、不足だとは思つていないと、科学技術顧問の話も、津村委員のお話を聞いて相当真剣にやつたんですが、一年数カ月やつてみて、やはりいろいろ検討しないと、単に科学技術顧問を置いても、それが機能しないといふのは非常に不幸な話なので、私との重複の問題とか、結果たして歴代の総理が本当に信頼できる科学技術顧問というものをずっと任命し続けられるかとか、そういうところまでよく考へないといけないという意味であつて、決してそういうことは申し上げておきたいと思います。

○柴山委員長 津村君、質疑時間が終了いたしました。

○柴山委員長 津村君、質疑時間が終了いたしました。

○津村委員 はい。

この一年余りの期間の間に、私は山本大臣に四つほど提言、提案をさせていただきました。一つは、八号館ができることをぜひ活用すべきだ。これは、八号館と隣の本府をあわせて、知財、ITの方にも聞きましただれども、どうやらかなり集約が進むということです。大臣が実現していただいていることを大変すばらしいことだと思つております。きょう、それに加えて三つのことを申し上げました。カーネギー会合にぜひ出ていただきたいということが一点。そしてもう一つは、科学技術顧問は法律事項ですから、それは簡単にできないと思ひますけれども、現に任命することができる有識者議員、常勤議員、あと二人はぜひ任命していただきたい、探していくべきだ、ということがあつて。そして最後に四点目は、公務員制度改革あるいは内閣府の機能見直し、強化という趣旨を考えれば、この夏の人事で、先ほどの事務局長クラスを、府省入れかえということをぜひやついただきたいと思います。

これは、大臣が頑張つていただくための私の提

案でございます。

以上、終わります。

○伊東(信)委員長 次に、伊東信久君。

○伊東(信)委員 日本維新の会、伊東信久です。

○山本大臣には、科学技術・イノベーション推進委員会でもお世話をなつております。

本日用意させていただいた資料は、S T A P 細胞に関する資料、理化学研究所に関する資料です。このことに関しては後半に御質問させていた

だくわけですけれども、一応、テーマとしましては、オール・ジャパンで頑張ろう、だからこそ個人攻撃はしないでおこうというのがテーマでござりますので、後ほどよろしくお願ひいたします。

さて、言うまでもなく、安倍政権の成長戦略でありますので、後ほどよろしくお願ひいたします。

ているところでございます。

○伊東(信)委員 それでは、今回の本法案で言うところの科学技術イノベーション政策の司令塔としての新規の、独自のプログラムであるとか具体的なビジョンであるとか、そのための必要な組織編成を簡単な御説明いただけますか。

○倉持政府参考人 安倍政権におきまして、まさに委員御指摘のとおり、科学技術イノベーションが成長戦略のためであるということから、司令塔機能を強化すべきだということである議論を重ねてまいりまして、その一環といたしまして、やはり各府省の横断的な施策、科学技術政策にとつて今重要な課題は、研究開発の成果をいかにイノベーションにつなげていくかというところの課題でございまして、そこにはいろいろな省庁がやはり政策としてかんでくる、そこについての横串をいかに通すかというところが課題でございました。

その面でのまさに内閣府、総合科学技術会議の機能を強化すべく、このたび戦略的イノベーション創造プログラムというものをつくるということになりまして、これはまさに、日本の成長戦略にとって重要な技術課題に早くその成果を実用化、事業化につなげるという観点で、府省横断的に進めるプログラム、そういうものを進めるということになりますけれども、そのための予算を計上させていただいて、それに必要な今回の法改正をお願いしている、こういう状況でござります。

○伊東(信)委員 経産委員会とかで茂木大臣に御質問すると、よく、基礎的研究から産業に至るまでは、いわゆる死の谷、デスバレーがあるというようなお話をされまして、先ほどの答弁でも、であるならば横串を通していこうというお話だと思ふんですね。

○伊東(信)委員 特に医療の分野というのは、元来は国境がない、健康に関するのはやはりグローバルであるということだと思います。この新組織が将来の市場をにらんだ長期的戦略をやはり持つべきで、予算も長期的確保が重要だと思うんですね。どうしても予算というのは単年度予算になりますし、財務省との調整、役所縦割りということで、先ほどから横串の話、デスバレーの話をさせていただきますけれども、司令塔としてのあり方が問われるわけです。

○伊東(信)委員 再三お話の中に出でますけれども、誰がやはりオーガナイザーであるべきかということなんですね。ここはやはり、総合科学技術会議におきまして、山本大臣がそのリーダーシップをとつていただきたいと思うんですけども、司令塔のあり方として、大臣のお考えを聞かせていただけたらと思います。

○山本國務大臣 健康・医療戦略本部との関係は先ほど申し上げたとおりです。全体は総合科学技術会議が俯瞰をしていくことなんですね

は明確に分かれているのでしょうか。

○山本國務大臣 総合科学技術会議は、科学技術としての役割を果たすものでございます。一方、健康・医療推進本部は、医療分野の研究開発に関する総合調整を行つものであります。

具体的には、医療分野の研究開発に関しては健康・医療戦略推進本部が対応することになりますが、一方で、科学技術分野全般にわたる資源の配分の方針とか、研究開発の評価のあり方とか、研究人材に係る施策等の分野横断的な共通施策については総合科学技術会議が基本的な方針を定めます、こういうことになつております。

総合科学技術会議の司令塔機能の強化と医療分野の研究開発推進のための新たな体制の構築は、これはともに安倍内閣の主要政策となつております。こういうことになつております。

具体的には、医療分野の研究開発に関しては健康・医療戦略推進本部が対応することになりますが、一方で、科学技術分野全般にわたる資源の配分の方針とか、研究開発の評価のあり方とか、研究人材に係る施策等の分野横断的な共通施策については総合科学技術会議が基本的な方針を定めます、こういうことになつております。

ども、特にライフサイエンスの分野においては、この新しい組織が一元的に実施をしていくことで、連携をしながら相乗効果を生んでいきたいというふうに思います。

司令塔連携強化

といふことで

いうこと

で

いと申

し上

げま

したが

、幾

つか

方

が

あるん

です

けれど

も、一

つは、予

算編成

にいか

に影響

を

与え

て、いか

に影響

を

与え

るか

といふ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

はないかなと思つてしまふんですけれども、ではなく、限られた予算をいかに効率よく使つていいかだと思うんですね。その場面において、オーガナイザーの、先ほどから申し上げておりますように、司令塔の牽引役が必要になつてきます。

もちろん、プロジェクトのディレクターであつたりプロジェクトのマネジャーであつたり、細かくそれぞれの研究を見ていくわけですけれども、やはり一つの司令塔が大事になつていくわけです。

基礎分野は、医療におきましては、やはりシーザーの部分は文部科学省、それが産業化である経済産業省の所轄に分かれていくわけなんですが、これを臨床応用しようと思つたら厚労省があるわけですね。つまり、文科、厚労、経産省のいわゆる死の谷がござります。この場合、やはり予算を一元化しなければ、もしくは、新組織として調整能力というのが必要になつてくると思います。

この調整能力の強化、政策決定の効率化の具体策、もしくはそれぞれの、各省ありますけれども、この人員配置というのはどのようになつておるんでしょうか。

○謎山政府参考人 まず、先生御指摘のとおり、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、それぞれが医療分野の研究開発を進めてきたところでございます。それを、今般、健康・医療戦略推進本部というのを設置させていただきまして、そこが強力な調整機能を發揮させていただきたいと思っております。特に、資源配分の調整権限もその本部で持ちまして、毎年の予算についてもしっかりと方針を立て、それに沿つて各省で予算要求をしていただくということを考えております。

また、文科、厚労、経産のそれぞれの医療分野の研究開発の予算につきまして、特に配分する研究費でございますが、それについては医療研究開発機構にまとめまして、そこで、先生御指摘のデ

スバレー、死の谷が起きませんように、基礎から

応用、実用化まで、切れ目ない研究の御支援をしていきたいというふうに考えております。

それから、人員でございますが、まず、医療研究開発機構には、今、医療分野の研究開発の研究費の配分を行つてある科学技術振興機構、それからNEDO、医療基盤研、そういうたとこ等から人員を集めていきたいというふうに考えておりま

す。

以上でございます。

○伊東(信)委員 ちょっと最後のところがわかりにくかつたんですけども、その中の人員の配分

というのになつていて、どうか。

また、最終的には、シーザーからニーズに行かせようと思えば、基礎分野のところと産業化の部分と、それぞれに人員が必要になつてくると思うんですけども、そのあたりの人員配分というのはどうのになつていて、どうか。

○謎山政府参考人 まず、現在、医療分野の研究開発を行つてある科学技術振興機構、そういうたとこから大体約四十名程度、それから医療基盤研から三十名弱、それからNEDOから十名強で合わせて百名強の方に日本医療研究開発機構に来ていただこうというふうに考えております。

ただ、どの部署にどのくらいというのはまだ、これから組織をつくつてしまい、中期目標、中期計画というのはこれからつくられるものでございま

す。

○伊東(信)委員 その際に、やはりレベルの高い人材確保が肝心になつてくるとは思ふんですけども、いわゆる財産であるところの人材の確保、

もしくは採用後の身分、待遇について、具体的にはどうされるわけですか。

○謎山政府参考人 お答え申し上げます。

○伊東(信)委員 その際に、やはりレベルの高い人材確保が肝心になつてくるとは思ふんですけども、いわゆる財産であるところの人材の確保、

もしくは採用後の身分、待遇について、具体的にはどうされるわけですか。

○謎山政府参考人 お答え申し上げます。

保というのは非常に課題だというふうに考えてお

ります。

先ほど申し上げましたような、例えばプログラマティック・マネジメントとかプロジェクトマネジメントでございます。

これは非常に、マネジメントをしていただいて、その方の能力、力に成功するかどうかというのがかかる

かっているものというふうに考えております。

まず、プロジェクトマネジメントでございますが、その実績のある方に機構のもとに結集してい

たゞくというふうに考えております。また、例えれば、知財の専門家とか、あるいは国際協力、あるいは国際的にいろいろ活動できるような方、そ

いつた方の人才確保も重要なだというふうに考えております。

ただ、具体的にどんな待遇にするかとかそういったことは、また今後、詳細に詰めていく際に考えていきたいというふうに思つております。

○伊東(信)委員 ちょっと確認しておきたいんですけども、それは各省庁から、もしくはどこかの企業からの出向という形ですか、プロパーとして雇うんですか。

○謎山政府参考人 お答え申し上げます。

当初は、まず、各法人や各関係省からの出向と

いうものもあると思いますし、また、新しく採用することもあると思います。まだ何人とかそういうことについては、これから中期目標、中期計画、そういうものを詰めていく際に考えていく

ことがあります。

○伊東(信)委員 やはり、研究者の間で危惧されることは、どうしても各省庁間の出先機関になつてしまわないかというところなんですね。ですの

で、できるだけ早く、その専門なるプロパーを雇つていただきたいなという思いがござります。

○伊東(信)委員 やはり、研究者の間で危惧されることは、どうしても各省庁間の出先機関になつてしまわないかというところなんですね。ですの

で、できるだけ早く、その専門なるプロパーを

雇つていただきたいなという思いがござります。

○謎山政府参考人 先ほど先生が例に挙げられま

した例えは山中先生でございますけれども、あ

った方を今まで見出してきたような方とか、あ

るいは、いろいろな論文が出てきたところを、そ

れだけではなくて、知財をどう確保するのか、そ

ういったことまで見通した実績のある方、そ

ういったものというふうに考えております。

まず、プロジェクトマネジメントでございますが、その実績のある方に機構のもとに結集してい

たゞくというふうに考えております。また、例え

ば、知財の専門家とか、あるいは国際協力、ある

いは国際的にいろいろ活動できるような方、そ

いつた方の人才確保も重要なだというふうに考えております。

ただ、具体的にどんな待遇にするかとかそう

いったことは、また今後、詳細に詰めていく際に考えていきたいというふうに思つております。

○伊東(信)委員 ちょっと確認しておきたいんですけども、それは各省庁から、もしくはどこかの企業からの出向という形ですか、プロパーとし

て雇うんですか。

○謎山政府参考人 お答え申し上げます。

○伊東(信)委員 一つの趣旨としてはいいと思

います。

○伊東(信)委員 一つの趣旨としてはいいと思

います。

う意味かなと思つたんですねけれども。

この後も続くんですかね。

理化学研究所は特定国立研究開発法人に指定される見込みになつています。今回の論文の問題が、理研の指定に何らかの影響を与えるとお考えでしようか。

という記者の質問に対し、大臣は、

これは、全く関係ありません。理研はSTA
P細胞だけをしているところではありますから、これによつて理研の存在そのものが疑義があるとかということではありませんし、客観的に見て我が国を代表する研究開発法人であることは間違いないところでありますし、新たな研究開発法人の位置付けとしての対象に対し、このことによつて議論されるということもないことだと思います。

そのおりなんです。論文ばかりの評価を私は話していますけれども、理研からネイチャーに毎年数多くの研究発表がされておりますし、STAP細胞のこのような問題が起つても下村大臣は

のよう答弁していただいたことに関しては評価したいと思いますし、ありがたいと思っております。しかしながら、ここからなんですね。

昨日若山教授は、ここまでいろいろミスがかつたり、疑惑というか疑義が出ている論文であれば、一旦取り上げて、再度ちゃんとしたものを作り直して出すべきではないかといったようなことを提案して、共同研究者に撤回を提案しているわけですけれども、大臣も先ほど、早くもう一度、再度論文を出すよう期待したいとおっしゃいましたが、それはやはり若山教授の言つてのことにも一理あるとお考えになつたのか。

大臣がお答えされました。

そうですね。ですから、一旦撤回するということが前提ですけれどもね。ただ、共同研究者が十四人いて、日本国内だけなく、ハーバード大学等海外にもおられる

とを、是非していただきたいというふうに希望しております。

取り下げてもう一度発表している間に、よその国にこれはとられると私は思います。

つまり、この理研の成果は成果で、さらなる追試をしなければいけないというのが私の考え方でございます。例えば、再現性がないとか、わずか一ヶ月で再現できるような研究であれば、ネイチャーグレードの発表にはなつていません。それをやはり、ここでマスク批判をするのもなんですが、マスクの執拗なネガティブな報道に関してもいささか疑義を持つわけで

さて、今回のテーマであるところの科学技術イノベーション政策に関する、総合科学技術会議、総理が司令塔になりまして、それで各大臣がおられると思うんですけども、こういったSTAP細胞の問題に関してオール・ジャパンで、日本でこういった研究成果を守つていかなければどんどんどんどん、それでなくてもアメリカのN.I.H.の予算とかにも負けているわけですから、そういうものに作り直して出すべきではないかといったことは大変残念だと思います。

ただし、これはまだ結果が出ておりませんので、科学技術担当大臣としては慎重にコメントしなければいけないというふうに考えております。

他方、今委員のお話、科学者としてのお話を伺つて思うのは、やはり、野依理事長の哲学、若手と女性にチャンスを与えたい、レバーベーからリーダーへ、大体、偉い先生のずっとレバーベーになつてゐるところから早くリーダーにしようといふ、野依先生の哲学は、実はとても大事だと思つてます。

いまして、今回の件で、まだどういう結果になるかわかりませんが、やはり若手とか女性研究者が、リスクをかけてどんどん新しい研究に挑戦するという流れを逆行させるようなことがあつてはならないのではないか、そんなふうに感じております。

一方で、率直に申し上げますと、これだけいろいろ多方面から疑問が呈されているという中ですべてが、六項目のうち四項目についてはまだ結果が出ていないということです。これはできるだけ早く調査結果を公表していただいて、組織としてのアカウンタビリティを示していただきたいというふうに思いますし、やはり特定国立研究開発法人としての、もちろん十二分な資格を持つた研究開発法人であるとは思いますが、ガバナンスとか危機管理マネジメントとか、そういう

いということで、いろいろな困難があると思うんですけれども、このSTAP細胞非常に、これであるならば、たとえこの組織をつくつていても、誰かがこれを政府として守らなければ、日本の科学技術イノベーションというのは推進できないと私は危惧しております。

長々と私がお話をしていますけれども、なかなかお答えしづらいと思いますけれども、感想はいかがでしょうか。

○山本國務大臣 先生の科学者としての、STA
P細胞、この一連のいろいろな出来事に関する分析、考察、これは大変参考になりましたし、勉強になりました。

何からどう話していくかよくわからないんです
が、率直に申し上げまして、今回の発見は、生物学の常識を覆すような大発見だというふうに期待されていただけに、やはりこういう疑義が生じて
いるということは大変残念だと思います。

ただし、これはまだ結果が出ておりませんので、科学技術担当大臣としては慎重にコメントしなければいけないというふうに考えております。

理研は、委員がおっしゃったとおり、研究開発法人として大変実績を上げておりますし、研究者の方の質も大変すばらしいと思いますし、野依理事長のことは個人的に尊敬もしておりますので、総合科学技術会議で特定国立研究開発法人の候補として決めたということは、これは私はおかしくないというふうには思つております。

他方、今委員のお話、科学者としてのお話を伺つて思うのは、やはり、野依理事長の哲学、若手と女性にチャンスを与えたい、レバーベーからリーダーへ、大体、偉い先生のずっとレバーベーになつてゐるところから早くリーダーにしようといふ、野依先生の哲学は、実はとても大事だと思つてます。

いまして、今回の件で、まだどういう結果になるかわかりませんが、やはり若手とか女性研究者が、リスクをかけてどんどん新しい研究に挑戦するという流れを逆行させるようなことがあつてはならないのではないか、そんなふうに感じております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。

質疑しながら拍手しそうになりました。

そつなんですよね、結果が出ていないので、やはり慎重に科学技術・イノベーション推進大臣としてはコメントしなければ、まさにそのとおりなんですよ。今、調査中に関してコメントできる人間なんて、世界じゅうにいないと思うんですね。

なぜならば、では実際にその論文を読んだのかと
いう話です。

私も読ませていただきたのですけれども、なかなか難解でした。ただ、指摘されたところがこうだと言われたら、ああ、そうなのかなと本当に思うぐらいであります、やはり専門的なところは専門家に任せなければいけないということです。

やはり、大臣のお話の中に、組織としてのアカウンタビリティー、そして、文科大臣、文科省の管轄であるから、理化学研究所について、下村大臣にお任せするところがありますが、科学技術・イノベーションの大臣として、山本大臣の責任ある答弁もお聞きしたと思います。

その中で、レーバーからリーダーへというところなんですねけれども、科学技術・イノベーションの推進として、今まさにおっしゃつていただいたように、やはり誰かがオーガナイザーにならなければ、研究者に任せ切りでもだめですし、かといって、コントロールする総合科学技術会議が全部マネジメントするのもいけないですし、オーガナイザーとそれぞれのユニットの調整が必要だと思うんですね。

時間も大分なくなってきたけれども、大臣の科学技術・イノベーション施策に対する、最終的に、先ほどのS T A P 細胞も含めて、せひとも、私が牽引していくんだ、一人称であるところのその決意というのを、通告にはないのですけれども、お聞かせ願えたらと思います。

○山本国務大臣 S T A P 細胞の問題については、先ほど申し上げたことが全てだと思っておりますので、つけ加えることはいたしません。

一般的に言って、科学技術・イノベーション担当大臣としてやらねばならないことは、画期的な研究がどんどん生まれる、特に、若手研究者も含めて優秀な研究者の方々が、リスクをかけてどんどん研究を進めてイノベーションを生み出せるよう、そういう環境を科学技術担当大臣の立場からつづいていくことに最大限貢献をするというこ

のは、やはり、世界を相手にしていかなければいけないんだと。日本の経済を考えいく上で、内需の拡大も必要なんですけれども、世界に通用する、そういう産業を育てようというところな

んですけれども、例えば創薬に関して、三万二千個ぐらいのいわゆる研究があつたとしたら、その中でわずか一つなんですね、創薬として。つまり、三万二千分の一なんですよ。

例えば医療機器に関して言いますと、メード・イン・ジャパンであるところの医療機器というのはほとんどございません。整形外科医が使う人工関節も、ペースメーカーでさえ、日本の企業がつくりております。ちょっとN I H の関連というよりもP M D A とか薬事法の関係になつてくるとは思ふんですけれども、こういった治療に関しての研究開発イノベーションが日本はおくれているというところに関しても、ちょっとどなたかお答えできる方、お願ひします。

○菱山政府参考人 お答え申し上げます。
医療分野の基礎研究は、先ほどのI P S を初め、非常に高くなっています。まさに、それをいかに医療イノベーションにつなげ、産業につなげていくか、そこが課題だといふに私ももちろん、非常に高くなっています。まさに、それを幾つかの日本の研究成果が、日本の製薬企業のみならず、例えば外国の企業で事業化されたりと云うのもございますし、そういう面で、日本全体で、先生御指摘のように、オール・ジャパンで医療の研究開発を進めていくような体制にしていきたいというふうに考えております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。
私自身、ちょっと特殊な治療法でレーザー治療というのをやっているんですけども、レーザー治療の機械というのは日本でつくってないんでですね。では、どうしているかというと、それを海外から輸入するに当たり、個人の医師免許において個人輸入をするわけなんですよ。私のやっている治療というのは、どちらかといふとだと考えております。

うと、マークettはそんなに広くないんですね。ほかにやられている方というのではなくておられませんし、先進医療の評価療養からも、五十一番目の評価療養だったんですけどもこれも外れましたし、特定機関である病院も、三つの施設があつたんですけどもそれも取り下げられましたので、なかなかよそではうまいこといつていないみたいなんですね。そうなんです。

だから、いわゆるリスクマネジメント、事故に関するマネジメントで、どこに本当に責任があるかで、各個人の医者なり責任でやつていく部分と国がやつしていく部分というのがあると思います。

今回、S I P 、四つの分野があると思いますけれども、中に非常に大事なものもあります、エネルギーもインフラも。こういったことに対してやはり責任の所在というところで、きょうは、本当に山本大臣に質問させてよかったです。山本大臣が責任を持って総合科学技術会議というのを牽引していくという意気込みが伺えたと思いますので、もうこのいい感じのまま、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○柴山委員長 午後零時五十分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

ついで質問をさせていただきたいと思います。まず最初に、前回の総選挙のときの自民党的な約なんです。その中に「中央省庁改革」という項目がございまして、「平成十三年の省庁再編の主な目標は、官邸機能の強化と縦割り行政の弊害除去でした。十年余りを経過した現在、この目標が達成できているのかを検証します。」という文章が公約の中に入っています。

ちょうど、この平成十三年の省庁再編のときに内閣府というものができだと思うんですけども、十年たつた。目標達成されているかどうかを検証しますというふうに自民党的公約の中に入っています。

○上村政府参考人 お答えいたします。
御指摘の中央省庁等改革でございますが、これは、中央省庁等改革基本法第二条の規定のところ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえまして、国の行政組織を簡素、効率的なものにするとともに、総合性、機動性の向上を図る、こういうことを基本理念といたしまして、先生今御指摘の内閣機能の強化ですか、省庁のくくり、再編成、それから独法制度の創設等、こういったものを行つてきたものでございます。

このような行政組織や制度のあり方は不斷に見直しをしていく必要があると思つておりますし、総務省といたしましては、毎年度の機構審査、これを通じまして、その時々の政策ニーズに対応して組織の見直しを行つて、こういうところでござります。

最近の例でいいますと、例えば、社会保険府廃止をいたしました但是、原子力規制委員会、それから内閣官房の国家安全保障局を新設するといった見直しを行つてきているということでござります。

なお、行政機関ではございませんけれども、それ以外のものについて、独法制度の見直し、これ

す。

午後零時五十分開議

○柴山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。杉田水脈さん。

○杉田委員 日本維新の会の杉田水脈です。
午前中は、急速のブラック・ジャックの異名を持つ、我が党の伊東委員の質問で、S T A P 細胞のことについての質問だったんですけども、午後からもうどうぞよろしくお願いをいたします。

私の方からは、今回は、内閣府の設置法の改正ということでござりますから、内閣府の設置法に

じざるを得ないと思っています。

ここはちょっと時間の関係で余りこの後詳しくはしませんけれども、常にそういうたところ、ほつておけば、きっとそういうふうな仕事をふえますし、これにまた財政規模もふえていくというようなこともありますので、そのあたりを心して、きちんと中央省庁の再編という部分を考えていっていただきたいというふうに思います。

それでは、もう一点なんですかけれども、特命大臣についての質問をさせていただきたいと思います。

特命大臣の掌握する事務なんですかけれども、特命大臣は、特定の政策分野を掌理する大臣であるため、法律上、人事、予算などの権限はないとい形になっています。これが施策を効率的、効果的に進めていくことが難しくなっている一面があるので、いかと、いうふうに考えるんですけれども、この点について御答弁願いたいと思います。

○幸田政府参考人 様お答え申し上げます。内閣府、これは外局も含む内閣府の長、大臣は、内閣総理大臣が大臣という形になつております。内閣府の特命担当大臣は、内閣府設置法において、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために、内閣総理大臣を助けて、命を受けて事務を掌理する職とされております。

したがいまして、先生御指摘のとおり、人事とか予算につきましては、国行法、財政法等の規定によつて、内閣府の長たる総理大臣が権限をお持ちといふことがございまして、特命大臣にこれらが置かれているということになります。また、先ほどの組織の図をごらんになりましたが、各省が置かれているということになります。また、内閣府の事務を助けるために、総理大臣の命に関する内閣の事務を助けるために、総理大臣の命

によつて柔軟に組織の運営ができるようになります。

以上でございます。

内閣府の施策の実施に当たりましては、以上申し上げましたような組織の性格も踏まえながら、その時々の状況に応じながら、特命大臣を補佐して適切に組織の運営を行つていく必要があるといふふうに認識しております。

○杉田委員 では、具体的に、特命大臣とそれからその序、先ほどの例ええば消費者庁の例を出して言いますと、消費者の特命大臣とそれから消費者庁の役割分担というのは、どこでどのように決めているらしやるんでしょうか。

○川口政府参考人 ただいまの御質問に法律に即してお答え申し上げます。

消費者庁は、内閣府設置法におきまして、内閣府の外局として定められておりまして、消費者庁の主任の大臣、これは、先ほど御説明がございましたが、内閣府の長たる内閣総理大臣ということになつております。内閣総理大臣が消費者庁の事務の統括及び職員の服務の統括、閣議請議権、命令制定権などを持つておるわけですが、消費者及び食品安全を担当する内閣府特命担当大臣、これは、内閣府設置法によりまして、内閣総理大臣の権限のうち消費者庁等の事務を掌理させるということになつておるものでございます。

消費者庁の権限でござりますけれども、これは、内閣府設置法のうち、先ほど議員御指摘の総合調整事務を除きまして、分担管理事務というものが内閣府設置法の中に明記されております。これが内閣府設置法第四条第三項六十一号というところです。具体的に消費者庁の分担管理事務は何かということについては、別途法律がございまして、消費者庁及び消費者委員会設置法第四条の方に列記されているという仕組みになつておりますので、内閣府の事務それから消費者庁の事務においては、今申し上げました法律で区分をされてい

るということになつております。

○杉田委員 法律で決まっているという御答弁をいたいたんですかけれども、今の説明を聞いて、多分これもインターネットの中継があると思うんです、その向こう側にいらっしゃる国民の方が納得されるかどうかということ、その視点というの私が私は一番大事だと思っていています。

どんどん法律も複雑化していくって、組織も複雑化していくって、そういう状態に陥つているということを、きょうはすと冒頭から指摘をさせていただいているつもりでありますので、そのあたりのスリム化、見える化、そしてアカウンタビリティー、一般的の国民の方に対する、こういう組織になつています、だからこの組織は必要なんですかというようなことがまずは必要なではないかと、いうふうに思います。

それでは、今回、この科学技術イノベーションの創出事業というのが新たに追加されて、予算是五百億円、内閣府の方につくというふうになつております。従来より総合科学技術会議というのがございました。これに比べて、今回、この事業が内閣府に新規で追加されることによってどのようなメリットがあるのか、そして、この部分の文部科学省と内閣府との役割分担がどのように変化していくのかということについて、大臣にお尋ねしたいと思います。

○山本国務大臣 日本国再興戦略と科学技術イノベーション総合戦略において、総合科学技術会議が司令塔機能を發揮し、みずから重点的に予算を配分する戦略的イノベーション創造プログラム、SIP、恐らく委員がおっしゃっているのはSIPのことだと思いますが、これを創設することが明記されました。

本プログラムは、府省や分野の枠を超えて、基礎研究から出口までを見据えた研究開発を推進することを通じて、科学技術イノベーションを実現するという狙いがあります。例えば、従来は、文部科学省が基礎的な研

究開発を行つて、経済産業省はどちらかといふと実用化、事業化に近い研究開発をそれぞれやつて、内閣府に計上したこの予算で、この間をつなぐような研究開発を推進したいというふうに考えておりまして、つなぐとともに、規制等を所管する事業官庁とも連携することとで、迅速な科学技術イノベーション政策の実用化、そして事業化を目指してまいりたいとうふうに考えております。

○杉田委員 実用化に向けて、よりスピード化に、迅速にしていくということを、私も期待していきたいと思います。

きょうの午前中の質問もありました。今の科学技術イノベーションというのは世界的に見て日本がおくれているという認識がありますかというふうに考えております。

○山本国務大臣 実用化に向けて、よりスピード化に、迅速にしていくことを、私も期待していきたいと思います。

では、少し時間が余つてしましましたが、これで終わりたいと思います。きょうはどうもありがとうございました。

○柴山委員長 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 みんなの党の大熊利昭でございました。どうぞよろしくお願いをいたしました。

まず最初に、一般の法律案で、研究開発の成果の実用化というところが提案理由として書いてござりますが、そうなりますと、恐らくは、特許とか特許申請という行動に研究者の行動なり研究機関の事務というのが強く結びついていくんだろうというふうに思われます。

そうなりますと、必ずしもそういう特許申請の体制が整っている研究機関ばかりとは限らない。特に、海外で特許申請をするとなると、研究者の皆さんに伺いますと、なかなか大変なんだということのようなんですが、必ずしもこういった特許申請、特に海外への申請の体制が十分でないような研究機関、これは一体どうすればいいんだらうか、こういうことになつてくると思いますが、この点について大臣の御所見を伺いたいと思います。

○山本国務大臣 今、大熊委員の方から御指摘ありましたように、知財立国を実現していくためには、やはり国の各研究機関において、科学技術の成果の実用化に当たって、特許を始めとした知的財産に関するマネジメント戦略、この知財マネジメント戦略を適切に講じるというのは非常に重要な点です。

具体的に言うと、各研究機関において、一つは、機関のトップを初めとする幹部役員クラス、経営層だと思いますが、こうした方々を中心的に知財マネジメント戦略の重要性を理解してもらう。二つ目として、機関の内部における知的人材を育成する。三つ目として、弁理士を初めとする機関外部の人材の積極的な活用を図ること。これが重要だというふうに考えてます。こうした措置を講ずることで、海外への積極的な特許申請等、グローバル化の時代に対応した知的財産に関する取り組みが強化されるものだというふうに考えております。

以上の点を踏まえて、各研究機関において、事務管理あるいは費用負担の現状と課題を正確に把握した上で、人材、資金等の資源を適切に配分していくことによって、知財マネジメントに関する体制整備を強力に推進してもらう、そういうことを期待しております。

○大熊委員 ありがとうございました。

その上で、これはちょっとした、提案と呼べるほどでもないんですが、国の研究機関あるいは国以外の研究機関、それそれあると思うんですけど、

まず、国の研究機関の中でも、例えばそういうた
海外への申請、同じ国への、アメリカならアメリカ
カ、仮にヨーロッパのある国ならある国への申請
を一括して引き受けれるみたいな、そういうことに
なつていると、各研究機関にとつては、事務負担
なり、あるいは作業負担なり、相当効率化できる
のではないかなというふうに思つたりもするんで
すが、あるいは国以外の研究機関ですと、もつと
そういう体制の不十分なところが多いと思うの
で、非常にありがたいサービスといいますか、そ
ういうことになるのではないかなという気がいた
しますが、その辺、ちょっと御感想なりいただけ
れば。いかがでしょうか。

○山本國務大臣 知財戦略本部も私が担当してい
るんですが、知財におきましても、今委員がおつ
しやつたような試みはいろいろと行われております
して、特に中小企業が海外に進出を図るためには
非常に知財マネジメントが大事だということで、
いろいろなサポートの仕組みがありますが、研究
開発法人を対象とした仕組みというのはちよつ
と、私の知る限り今のところないんですけどれど
も、今のお質問も受けて、いろいろ検討させてい
ただきたいと思います。

○大熊委員 ありがとうございました。

続いて、その関連でもあるんですが、今回、総
合科学技術会議の活性化において、産業界の活力
を積極的に活用するというふうにござりますが、
逆に言うと、これまでどういったところが欠けて
いたのか。例えば産業界からのアプローチが少な
いなり、余り適切じやない、逆に言うと研究者側
のアピールが不足をしていたのか、あるいは両方
なのかとということ。何か現状の問題があるという
ことでこういう表現になつてきてるんだろうと思
いますが、現状、今まで何が問題であったのか
というところについて御所見をいただければと思
います。

御質問にもありましたように、安倍内閣になつて、高い研究開発のレベルをいかに事業化に結びつけていくか、まさしく科学技術の世界でいう死の谷を乗り越えるためにどういう体制をつくっていったらいいかという中で、今まで以上にやはり産業界の活力を使っていかなければいけないというマインドが出てきたということだと思います。

今委員の方からございましたが、例えば私の担当する総合科学技術会議では、今までは委員の割合が、アカデミック・シャンが多かつたんですが、今でも多いんですけれども、実は産業界の代表者も一人ふやしたりしながら、産業界とのいろいろなパイプづくり等々も図つております。そういうことをしっかりと対応しながら、今言つたような大事業化に結びつけていくようなサイクルをつくろう、こういうことだとうふうに思います。

○太熊委員 そこで、私の感想でもあるんですけど、例えば情報科学、いわゆるICT分野と呼ばれるところ、我が国と例えばアメリカの状況を比べますと、かの国は、フェイスブック、最近ちょっとと余り元気がないのかもしれません、いろいろありますよね、ツイッターその他。技術そのものの優劣というよりもサービス的なもの、この差が、我が国と、例えばアメリカならアメリカの差になつてきている面もあるんじやなかろうかと。

要するに、産業界といふふうにいつたときに、は、産業界といつてもいろいろな業界があると思うんですねが、さらに、その同じ会社の中でも、いわゆるR&Dの部門の方だけではなくて、販売でありますとか、あるいは会社の中の企画部門でありますとか、商品開発みたいな、そういうところとの連携があつて初めて、どこかにありますたが、イノベーションの定義は、必ずしも技術ということだけじゃないよというふうにたしか書いてあつたと思うんですが、例えば、そういうところがむしろ重要な面があるんじゃないかなというふうに思つたりもいたします。

殊さら、R&D、研究開発だけに逆に偏らない方がいいのではないかというような、逆の意

見もよつと申し上げておきたいというふうに思
いまして、次の質問に行かせていただきます。
通告させていただいていますその次なんですが、これは、今回のこの法案質疑の恐らく次の
テーマで出てくるであろういわゆる日本版N.I.H.
の健康・医療本部ですかと、それに伴う独法の設
置の法案との関係なんですが、むしろ、今回のこ
の内閣府設置法改正で取り上げているような科学
技術、相互に関係しているわけですから、医療と
健康関係を全部ひつくるめて、全部ここでやつ
てしまえばいいのではないかなどいうふうにも思
うわけなんです。

横の連携という意味では、むしろその方が、全
部まとめて、こちらは山本大臣、それからN.I.H.
の方は官房長官、こういう大臣が分かれていると
いうこと以上に、全てのことをこちらで、総合科
学技術会議で一本でやつてしまえばいいのではな
いかなどいうふうにも思うんですが、この点につ
いてはいかがお考えでしようか。そうだとおつ
しやらないと思うんですが、どう考えればいいの
か、ちょっと簡単に、整理がつかないんですが、
いかがでしようか。

○山本国務大臣 総合科学技術会議は、科学技術
イノベーション政策の全体の推進のための司令塔
として役割を果たすということで、これは先ほど
も申し上げましたが、一方、健康・医療推進本部
は、医療分野の研究開発に関する総合調整を行う
ということです。

具体的に言うと、医療分野の研究開発に関して
言うと、健康・医療戦略推進本部が対応になるわ
けですが、一方で、科学技術分野全般にわたる資
源の配分の方針、研究開発の評価のあり方、研究
人材に係る施策等の分野横断的な共通施策につい
ては総合科学技術会議が基本的な方針を定める、
こういうふうに纏めております。

総合科学技術会議の司令塔機能の強化、医療分
野の研究開発推進のための新たな体制の構築、こ
れは両方とも安倍内閣の主要政策というふうに
なつております、相互に緊密に連携協力をしな
こういうふうに纏めております。

がら科学技術イノベーションの推進に取り組んでまいりたい、こういうふうに考えております。

○大熊委員 答弁と御説明としてはそういうことなんだろうと思いますが、私はサッカーは余り得意ではありません、やはり司令塔といえばチームで一人なんじゃないかなと思います。

具体的に、例えば、通告させていただいていますI-MPACTですか、革新的研究開発プログラムといふものをちょっと事例として取り上げさせていただきますと、例えば、ICTを活用して薬を見つけていくんだというような創薬プログラムを考えたとしますと、このI-MPACTの仕組みですと、研究者からPMと呼ばれる方、それからI-MPACT推進会議、そして総合科学技術会議という流れになつていくんだろうというふうに理解をしておりまして、その中の具体的にどの事務かはちょっとよくわかりませんが、独立行政法人の機能を担われるのかもしれないと思うんです。

その一方で、これは薬のプログラムだということがで、もし健康・医療戦略推進本部が関与するとなると、どういう関与になつて、そして、まだ審議には入つておりますが、日本医療研究開発機構という、このNIHの方の独法四つ目、新しくつくる方ですね、このファンディングをやるという、がどういうふうに絡んでくるのか、あるいは、結構に、このI-MPACTというプログラムは、そちらの、いわゆるNIHの方はもう関係なく、完結型で、この総合科学技術会議の関係で完結するんだということなのか、その辺をちょっと御教示いただければと思います。

○倉持政府参考人 御説明いたします。

お尋ねのI-MPACTでございますけれども、これはまさに、総合科学技術会議の司令塔機能強化を図る、その一環として創設されました、先ほどの御質疑にもございましたけれども、ハイリスクの挑戦によって大きなインパクトを生み出そうとする全く新たな制度でございます。既存の研究開発の延長線上ではなく、非連続なイノベーション

を目指すというものです。

したがいまして、総合科学技術会議が、すぐれたアイデアを持つプログラムマネジャー、PMでございますけれども、これを厳選して、大胆な権限をプログラムマネジャーに付与し、この人がプロデューサーとして研究者をキャスティングするということを特徴としているものでございます。

このI-MPACTでございますけれども、あらかじめ医療分野であるとか特定の分野を特定するというものはございません。プログラムマネジャーの構想が、既存の分野、研究領域にとらわれず、異なる分野や領域の連携が求められるものであること、また、単に特定の分野や領域を示すものではないことというようなことが求められるものではあります。

医療分野との研究とのかわりが生じる場合がもちろんあろうかと思います。そういう場合は、私どもも、健康・医療戦略推進本部と総合科学技術会議がよく連携、協働することによって、I-MPACTの掲げる飛躍的なイノベーションの実現を加速させてまいりたい、こういうふうに考えております。

特にお尋ねの、ITを活用した創薬プログラムという具体的な例を挙げていただきました。これにつきまして、まさに今のI-MPACTの趣旨、I-MPACTで目指す非連続的なイノベーションにどの程度適合するか、これはまさに詳細にケース・バイ・ケースで判断されることとなると思われます。

仮に、I-MPACTで実施するプログラムの候補になり得ると判断されるような場合は、私ども総合科学技術会議の事務局が、健康・医療戦略室に情報を提供し、意見を聞いた上で、総合科学技術会議の責任のもとでこのPMを決定して、プログラムの実施に当たっては、健康・医療戦略推進本部に情報を提供しながら進めていく、そういう仕組みを考えているところでございます。

○大熊委員 ありがとうございました。

今、連携するというお話をあつたんですが、具

体的な、どういうプログラムかによつて実際上は違つてくるんだどうと思いますが、法律上はどのよう書かれているかをちょっとお尋ねなんですね。

では、明らかに医療だ、でもICTを使ってやるんだという、例えば、ちょっとと漠としたところで、そこは法律上はどういうふうな連携のたてつけになつてているのか、具体的に条文に即して教えていただけませんか。

○倉持政府参考人 御説明申し上げます。

これはまさに研究プログラムでございますけれども、公募要領等においては、先ほど私が御説明いたしましたように、基本的には、あらかじめ特定の分野を特定して公募をしているというのもではございませんので、むしろ、今までの既存の技術を超えた、そういう提案を幅広く募集をかけさせていただいているというものです。

○大熊委員 では、今般のこの内閣府設置法のところでは、連携というのは、どこを読むとその連携になります。

○大熊委員 では、連携というのは、どこを読むとその連携になります。

○柴山委員長 通告しているようですから、責任ある方が御答弁をいたぐように。

○大熊委員 担当でなければ、担当のどなたかに内閣官房になるのですか。法律上どのような仕組みを想定しているかという通告です。

○柴山委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕
○柴山委員長 速記を起こしてください。

○倉持政府参考人 大変失礼いたしました。

I-MPACTのお尋ねの件で法律上といふふうに理解させていただきますと、I-MPACTの法律的位置づけは、これは、I-MPACT自身は文部科学省の予算で、独立行政法人の科学技術振興機構、ここに基金をつくって運用するというスキームでやっておりまして、そのプログラムを動かすことでの法律上の手当ての中に、私ども総合科学技術会議と健康・医療戦略推進本部との連携ということについてうたわれているというものではございません。

○大熊委員 こちらの法律には書いてないんだといふことで、では、あちらの方、つまり来週審議する、これは法律上どういう仕組みを想定しているのかと通告しておりますので、担当でいらっしゃらないかもしれません、別の方かもしれないが、日本版NIHの方の法律にはどのように書かれているのか、ちょっとと

かれているのか、教えていただければと思いま

す。

○柴山委員長 通告をしていただいています。

○大熊委員 はい。法律上どのようになつてあるかということです。

○柴山委員長 どなたが御答弁されますか。

では、倉持政策統括官。

○倉持政府参考人 大変恐縮でございます。私は担当責任者ではございませんので、ちょっとと確認をいたしますけれども、基本的には設置法の書きぶりであると思われますので、いずれにしましてかども、確認してお答えすべきだと思います。失礼いたしました。

○柴山委員長 通告しているようですから、責任ある方が御答弁をいたぐように。

○大熊委員 担当でなければ、担当のどなたかに内閣官房になるのですか。法律上どのような仕組みを想定しているかという通告です。

○柴山委員長 速記をとめてください。

<p>○柴山委員長 速記をとめてください。</p> <p>〔速記中止〕</p> <p>○柴山委員長 速記を起こしてください。</p> <p>それでは、いわゆるN-I-H側の答弁担当者がきょうは来られていない、今すぐにこちらの方にお答えいただく体制もできないといふことがわからましたので、一旦、理事会の方で今後の対応について協議をさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>○大熊委員 はい、結構です。</p> <p>○柴山委員長 それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>○大熊委員 それでは、次の質問に進ませていただきますと……(発言する者あり)</p> <p>○柴山委員長 御静粛に願います。</p> <p>○大熊委員 先ほど別の委員の御質問にありました。されど別の委員の方の職務継続規定、今回二年から一年延びたので三年になると、話でございまして、先ほどの津村委員とは、ちょっと逆の視点で、私としては、長過ぎると、むしろ弊害というか問題が出てくるのかもしれないというような観点でのお尋ねの通告なんですね。</p> <p>特に職務継続規定があると、任期が終わってもこの職務継続規定を理由にして、表現は悪いですが、そのまま居座ってしまうような、総理なり大臣からすると、実は余りあの方は本当は望ましくないなと思っていてもその仕事が続いているということ、そして、この根拠規定でもって延びていつてしまうというような、万が一そういう事態が発生しないとも限らないということが、若干心配がないとは言えない。</p> <p>そこで、そういうおそれがあるんじやないかと思うんですが、その点、まず大臣の御所見をいただければと思います。</p> <p>○柴山委員長 質疑時間、終了です。</p> <p>○大熊委員 ありがとうございます。</p> <p>ただ、万が一のことがあるので、人事権はやはり政治家が持っていた方がいいと思います。</p> <p>以上で終わります。</p>	
<p>○赤嶺委員長 次に、赤嶺政賢君。</p> <p>○赤嶺委員 日本共産党的赤嶺政賢です。きょうは、内閣府設置法の一部改正案について質問をいたします。</p> <p>二〇一四年度の内閣府予算には、科学技術イノベーション創造推進費五百億円が計上されています。この予算は内閣府のどの所掌事務に基づくものですか。</p> <p>○倉持政府参考人 御説明いたします。</p> <p>有識者議員の人選については従来より適切な人選に努めているところですけれども、今、御指摘も踏まえて、今回の法改正の趣旨も踏まえ、引き続き適切な人選を行ってまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○大熊委員 ありがとうございました。</p> <p>これは余り確率的には少ないのでかもしれませんのが、一旦、選任のときはよくても、しばらくやつていくとちょっとこの方はという場合のままでその方のお仕事の評価、それをどなたがとなつた場合、大臣が総理が、本部長がされるんでしようが、どういう基準の評価でされて、もしこれはどういう場合に、要するに人事をかえるということですね、こういうことが可能なのかどうか。ちょっとと質疑終了ということなので、一言、もし簡潔にいただければと思います。</p> <p>○山本国務大臣 そういう仕組み自体は何があるかというと、ちょっと聞いたことはないんですけども、少なくとも私が知る限り、総合科学技術会議の有識者議員の方々は皆さん大変立派な方でし、これまで総合科学技術会議ができてから大熊委員が心配されているようなことは一度も起らなければと思います。</p> <p>○赤嶺委員長 そういう仕組み自体は何があるかというと、ちょっと聞いたことはないんですけども、少なくとも私が知る限り、総合科学技術会議の有識者議員の方々は皆さん大変立派な方でし、これまで総合科学技術会議ができてから大熊委員が心配されているようなことは一度も起らなければと思います。</p> <p>○赤嶺委員 五百億円、各府省から四%ずつといふことになっていますが、これは具体的に各省から幾らづ、主なところを説明してくれますか。</p> <p>○倉持政府参考人 関係省庁からの財源拠出の協力を得て概算要求をしたところでございますけれども、その内訳といいますか、主には文部科学省から三百五十億円、経済産業省から四十一億円、農林水産省から三十六億円、総務省から十四億円、国土交通省から十一億円など、そういうふた内訳になつてございます。</p> <p>○赤嶺委員 五百億円のうち、文科省が三百五十五億円、七割を占めているわけですね。</p> <p>文科省の予算の中には人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたって、基礎から応用までのあらゆる学術研究、研究者の自由な発想に基づく研究を段階に発展させることを目的とした、いわゆる科研費、科学研究費補助金もあります。この科研費も四%拠出の対象になつていています。</p> <p>○倉持政府参考人 先ほど御説明申し上げましたように、文部科学省からは、平成二十五年度の文部科学省の科学技術振興費の四%相当の拠出をいたしましたということでございますけれども、文部科学省の予算の中の科学研究費補助金、これは文部科学省の科学技術振興費の中に含まれていることは事実でございます。</p> <p>○赤嶺委員 科研費も振興費の構成であるから、</p>	<p>視点に立つて活動できるように、有識者議員の任期を二年から三年に延長するということにいたしました。</p> <p>さらに、職務継続規定については、総合科学技術会議が司令塔として役割を十分に果たすために会議の安定的な開催、運営が必要不可欠であるということから、今回、新たに規定をするということにいたしました。</p> <p>有識者議員の人選については従来より適切な人選に努めているところですけれども、今、御指摘も踏まえて、今回の法改正の趣旨も踏まえ、引き続き適切な人選を行ってまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○大熊委員 ありがとうございます。</p> <p>これは余り確率的には少ないのでかもしれませんのが、一旦、選任のときはよくても、しばらくやつていくとちょっとこの方はという場合のままでその方のお仕事の評価、それをどなたがとなつた場合、大臣が総理が、本部長がされるんでしようが、どういう基準の評価でされて、もしこれはどういう場合に、要するに人事をかえるということですね、こういうことが可能なのかどうか。ちょっとと質疑終了ということなので、一言、もし簡潔にいただければと思います。</p> <p>○赤嶺委員 五百億円の執行のための根拠条文を設置法に盛り込んだということですね。</p> <p>そこで、確認をいたしますが、戦略的イノベーション創造プログラムとはどのようなものですか。これも説明してください。</p> <p>○倉持政府参考人 戰略的イノベーション創造プログラム、いわゆるS-I-Pでございますけれども、日本再興戦略及び科学技術イノベーション総合戦略に基づきまして、総合科学技術会議の司令塔機能を發揮し、府省や分野の枠を超えて基礎研究から実用化、事業化までをも見据えた研究開発を推進することを通じて、科学技術イノベーションを実現するというものでございます。</p> <p>S-I-Pを推進するために、平成二十六年度予算として、内閣府に科学技術イノベーション創造推進費を五百億円計上しているところでござります。</p> <p>現在、総合科学技術会議が特定した十の対象課題候補につきまして、十名のプログラムディレクター候補者を選出し、研究開発計画等について検討を進めているところでござります。</p> <p>〔委員長退席、関委員長代理着席〕</p>
<p>○赤嶺委員長 質疑時間、終了です。</p> <p>○大熊委員 ありがとうございます。</p> <p>ただ、万が一のことがあるので、人事権はやはり政治家が持っていた方がいいと思います。</p> <p>以上で終わります。</p>	<p>○赤嶺委員 総合科学技術会議が五百億円、全体を俯瞰して配分をしていくとあります が、この配分についてですが、五百億円、その原資はどこから持ってきたのですか。内閣府固有の予算ですか。</p> <p>○倉持政府参考人 御説明申し上げます。</p> <p>この原資につきましては、関係省庁から、平成二十四年度の一般会計予算、科学技術振興費の四%相当の協力を得まして、五百十七億円を概算要求し、その結果、一部査定を受けまして、五百億円計上させていただいているというものでございます。</p> <p>○倉持政府参考人 御説明申しあげます。</p> <p>この原資につきましては、関係省庁から、平成二十五年度の一般会計予算、科学技術振興費の四%相当の協力を得まして、五百十七億円を概算要求し、その結果、一部査定を受けまして、五百億円計上させていただいているというものでございます。</p> <p>○赤嶺委員 五百億円、各府省から四%ずつといふことになっていますが、これは具体的に各省から幾らづ、主なところを説明してくれますか。</p> <p>○倉持政府参考人 関係省庁からの財源拠出の協力を得て概算要求をしたところでございますけれども、その内訳といいますか、主には文部科学省から三百五十億円、経済産業省から四十一億円、農林水産省から三十六億円、総務省から十四億円、国土交通省から十一億円など、そういうふた内訳になつてございます。</p> <p>○赤嶺委員 五百億円のうち、文科省が三百五十五億円、七割を占めているわけですね。</p> <p>文科省の予算の中には人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたって、基礎から応用までのあらゆる学術研究、研究者の自由な発想に基づく研究を段階に発展させることを目的とした、いわゆる科研費、科学研究費補助金もあります。この科研費も四%拠出の対象になつていています。</p> <p>○倉持政府参考人 先ほど御説明申し上げましたように、文部科学省からは、平成二十五年度の文部科学省の科学技術振興費の四%相当の拠出をいたしましたということでございますけれども、文部科学省の予算の中の科学研究費補助金、これは文部科学省の科学技術振興費の中に含まれていることは事実でございます。</p>

そこからも、いわば、文科省は三百五十億円を内閣府に召し上げられたというか、召し上げられたかどうかというのは、この五百億円をどのように配分するかということも聞きたくなるんですが、この点ではいかがですか。

○倉持政府参考人 御説明申し上げます。

五百億円、どのように配分するかといふお尋ねでございますけれども、総合科学技術会議が、まづ健康・医療戦略推進本部との協議によりまして、SIP、科学技術イノベーション創造推進費五百億円のうち三五%分の百七十五億円を健康・医療分野に配分することを決めさせていただいております。そのほか、エネルギー、次世代インフラ、地域資源の分野におきまして、総合科学技術会議が特定した十の対象課題候補について、現在、研究開発計画を作成し、総合科学技術会議の有識者議員で構成されるガバーニングボードというボードで事前評価を行っているところでございま

す。

この評価結果を踏まえまして、各課題への配分額を総合科学技術会議において今後決定していく予定しております。

○赤嶺委員 法律の流れを説明していただきたいんですが、五百億円のうち百七十五億円、三五%は健康分野、残りの三百二十五億円をエネルギー、次世代インフラ、地域資源において、府省横断型の重要な十の対象課題候補を選定すると。ガバーニングボードを置いて、そのもとにプログラムディレクターが置かれるわけですが、このプログラムディレクターというのはどういう役割を担っているんですか。

○倉持政府参考人 御説明いたします。

SIPでは、各課題ごとに一人ずつ、公募によって選ばせていただいたプログラムディレクターを配置することとしております。このプログラムディレクターがござりますけれども、規制あるいは制度改革といったこと、あるいは特区制度の活用などの連携も視野に入れながら、関係省庁を牽引して、研究開発の計画や成果の実用化、

事業化に向けた戦略を作成する、あるいは研究開発等の進捗管理などをを行うといった、中心となつかどうかというのと、この五百億円をどのように配分するかといふことも聞きたくなるんですが、

○赤嶺委員 成果の実用化をいたしましては、図つていくて進める役割を担っている者でございます。

○赤嶺委員 成果の実用化をいたしましては、図つていくて進める役割を担つていている者でございます。

○赤嶺委員 というところに大きな任務、役割があるわけです。

○赤嶺委員 が、出口戦略も定めていくことになります。

○赤嶺委員 まさに今度の法改正の一一番の中心を担つていて、まさにこの法律が施行されるまではこのプログラムは発足できません。

○赤嶺委員 で、候補者でございます。それで、この方が研究開発計画を検討しているところでござります。

○赤嶺委員 以下、その方のお名前と肩書を順番に申し上げさせていただきます。肩書をたくさんお持ちの方もいらっしゃいますので、その場合は主なものみとさせていただきます。

○赤嶺委員 テーマといったしまして、まず、革新的燃焼技術というものがござります。このテーマにつきましては、杉山雅則トヨタ自動車エンジン技術領域領域長がプログラムディレクター候補者でございま

す。

○赤嶺委員 次の、次世代パワーエレクトロニクスにつきましては、大森達夫三菱電機開発本部役員技監という方でござります。

○赤嶺委員 革新的構造材料というテーマにつきましては、岸輝雄東京大学名譽教授 物質・材料研究機構顧問

テーマにつきましては、渡邊浩之トヨタ自動車技監でいらっしゃいます。

それから、インフラ維持管理・更新・マネジメント技術につきましては、藤野陽三東京大学工学系研究科特任教授でいらっしゃいます。

それから、レジリエントな防災・減災機能の強化というテーマにつきましては、中島正愛京都大学防災研究所教授でいらっしゃいます。

それから、次世代農林水産業創造技術につきましては、西尾健法政大学生命科学部教授でいらっしゃいます。

最後になりますが、革新的設計生産技術につきましては、佐々木直哉日立製作所日立研究所主管研究長という方でございます。

○赤嶺委員 今読み上げていただきたいんですが、トヨタだと、いろいろな、日立だとか入ってきているわけですが、革新的構造材料の対象課題を受け持つ岸輝雄先生は、今の答弁にはなかつたんですが、新構造材料技術研究組合理事長という肩書も紙の中では書かれています。

○赤嶺委員 この組合はどういうところですか。

○赤嶺委員 ○倉持政府参考人 新構造材料技術研究組合でござりますけれども、失礼しました、先ほど主なものだけ述べさせていただきましたけれども、この組合は、平成二十五年十月二十五日に経済産業大臣によって設立認可された技術研究組合でござります。組合員は、十九法人、一つの独立行政法人でございまして、理事長を岸先生が務めておられます。

○赤嶺委員 この組合では、現在、経済産業省の材料関連の研究開発プロジェクトを受託して実施中であると伺っております。

○赤嶺委員 経済産業省のもとにつくられたもので、自動車関連産業で、理事長は岸先生、理事には、川崎重工業 それからJFEスチール、神戸製鋼所など、日本の素材関係の大企業役員の名前が並んでおります。

○赤嶺委員 トヨタだと東京ガス、そういう日本を代表する財界や大企業の人たちがプログラムディレク

ターとして予定をされているということでありますが、これは、結局、財界や大企業のための研究プロジェクトということで間違いないですね。

○山本國務大臣 〔関委員長代理退席 委員長着席〕

一つ訂正させていただきたいと思いますが、SIPはプログラムディレクター、PD、IMPACTはプログラムマネジャーでございまして、先ほどの答弁で何度かプロジェクトマネジャーと言つてしまましたが、プログラムマネジャーの間違いでござります。訂正させていただきたいと思います。

そこで、今の委員の御質問ですが、SIPは、国民にとって真に重要な課題に関して、基礎研究から実用化、事業化までを見据えて、一気通貫で研究開発を推進するというものでござります。したがって、革新的な基礎研究をいかに迅速に実用化、事業化に結びつけるかが重要であり、恐らく大学とかあるいは基礎研究機関における研究を支援するケースが多くなるのではないかというふうに考えております。研究開発費が潤沢な大企業による製品開発を支援するようなものではないというふうに申し上げておきたいと思います。

○赤嶺委員 大企業のためではないとおっしゃいましたけれども、日本経団連が、この問題に関しても、昨年の一月二十二日に、「科学技術イノベーション政策の推進体制の抜本的強化を求める」という提言を発表しております。大臣も御存じだと思います。

○赤嶺委員 これを読みながら、何か今度の法律の提案の趣旨を読んでいるのかなと私が錯覚したぐらいなんですが、この提言の第一が「強力な司令塔の実現」。そのためには、まず、文科省の権限を総合科学技術会議に移管すべきである、このようになっています。今回の法案もその提言のとおりになつてているわけです。総合科学技術会議の司令塔機能を高めるために、文科省の権限を内閣府に移管しております。

○赤嶺委員 経団連の提言は、次に、最先端研究開発支援ア

ログラムの後継プログラムの創設を求めていました。「その際、総合科学技術会議が自らの裁量で支援プログラムを決定できるものとすべきである。」としておりますが、今回創設された五百億円の戦略的イノベーション創造プログラムは、この提言どおり、総合科学技術会議がみずからの裁量で支援プログラムを決定できる仕組みになつております。

経団連の提言は、さらに、「支援プログラムの評価及び新規採択にあたつては、産業界関係者ができる限り多く委員に加えることが重要である。」このようになつておられるわけですね。先ほど答弁していただきましたが、プログラムディレクターの過半は財界、産業界出身で、またはそこをバックグラウンドにされている方々であります。

やはり今回の法改正は、そういう経団連など財界の提言に応えたものだと思いますが、いかがですか。

○山本国務大臣 今回、SIPそしてIMPAC-Tを創設した、総合科学技術会議の司令塔機能をしっかりと強化した、この背景に流れている大きな哲学は、先ほども申し上げましたが、安倍政権において高い研究開発のレベルをいかに国民が享受できるようにするか。もっと言うならば、幾ら高い研究開発の技術があつたとしても、それが実用化される、産業化されて、やはり競争力に結びつかなければいけないということで、先ほども何度も申し上げておりますが、死の谷を越える、ダーウィンの海を越える、そういうサイクルをつくるという観点から創設されたものだとうふうに考えております。

○赤嶺委員 いろいろな建前、旗印を立ててこれまでけれども、さきの新構造材料技術研究組合のホームページを見ましたら、事業の概要として、経済産業省の平成二十五年度、革新的新構造材料等技術開発というのを掲げております。平成二十六年度の経産省の予算案を見ると、やはり革新的新構造材料等技術開発プロジェクトが掲げられ、四十八億円、その上に、次世代パワー・エレクト

トロニクス技術開発プロジェクト、四十五億円。同名の課題が今回の戦略的イノベーション創造プログラムにもあるわけです。

結局、今回のプログラムの効果の一つは、既に産業界向けに経産省などが予算化している事業にさらに上乗せて予算を配分するために、科学技術予算 자체を直接あやして財界のためのプロジェクトを推進するというわけにはなかなかいられないで、四%ずつ各省庁から召し上げて財界のためのプロジェクトに配分し直す仕組みをつくることだということを申し上げまして、質問を終わります。

○柴山委員長 次に、村上史好君。

○村上(史)委員 生活の党の村上史好でござります。

山本大臣、早朝から御苦勞さまでございます。私が最後でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

SIPの予算が五百億円、先ほど積算根拠については事務の方からもお話をございました。お

実は、今赤嶺委員からの質問にもありまして、ダブルのところもたくさんあるんですけれども、改めてお伺いしたいと思います。

SIPの予算が五百億円、先ほど積算根拠については事務の方からもお話をございました。お

中身についてお伺いをしたいと思います。それとあわせて、まだ法案が通つたわけではありませんけれども、今年度は五百億円、来年度はどういう形になるのか、今後ふえる傾向にあるのか、そのことも含めて大臣に御答弁をお願いしたいと思います。

○山本国務大臣 各省から拠出していただいた細かい内訳については、先ほど事務の方からお答えをしましたので繰り返しませんが、もう一度申上げますけれども、平成二十六年度予算案におけるSIP予算の額、これは、平成二十五年度の科学技術振興費の4%程度である五百億円を計上させていただきました。これは各省から召し上げたわけではなくて、関係各省からSIPの意義を理解いただいて拠出をしていただいたということ

です。

五百億円は、これは調整費といふことで計上させていただきたいと思つていますし、各省庁の取

り組みを俯瞰しつつ、真に重要な研究開発に機動的に配付するということで、今、研究開発計画及び積算を検討しているところでございます。

来年度以降、その後ということですけれども、これはまだ現時点では決まっておりませんが、科

学技術担当大臣としては、先ほども申し上げたおり、やはり同じレベルの額を、これは別に財務当局と今相談して言つているわけじゃありませんけれども、少なくとも五年ぐらいたと続けていただきたいと思いますし、やはり、この五百億

の枠を、総合科学技術会議の日書きで、国家戦略として各府省の壁を越えて配分していくこと

とは非常に私は意味があるのではないかと考えております。

○村上(史)委員 ありがとうございます。お

中身でございました。もちろん、三分野、また十項目、各省横断的な形で予算配分をまとめていくことになります。

それとあわせて、まだ法案が通つたわけではありませんけれども、今後も、対象分野が広がつたりすることによって予算の増減は当然出てくると思うんです。

これも先ほど赤嶺委員の方から質問があつたん

ですけれども、この五百億円のうち、健康・医療分野に百七十五億円、本来はこれはおかしいじゃないか、この法案の趣旨に合わないじやないかと

いう趣旨の質問がございました。私も全く同感な

ですけれども、あえてなぜここに百七十五億円を必要としたのか、改めて御見解を伺いたいと思

います。

○山本国務大臣 今御指摘のあつたお話をですが、

健康・医療分野、これは国民にとって非常に、最重要な分野の一つだというふうに考えておりま

す。その分野の研究開発を総合的かつ計画的に総合調整を行うために健康・医療戦略推進本部が設置されたということで、これは安倍政権としての

せていただいております。

SIPにおける健康・医療分野の扱いについては、総合科学技術会議が健康・医療戦略推進本部との協議によって配分額を決めた上で、健康・医療戦略推進本部が実施するということにいたしました。今回は、最初ということですが、百七十五億円を配分するということで決定をさせていただ

きました。

総合科学技術会議は、健康・医療戦略推進本部が実施する研究開発も含めた科学技術全体を俯瞰する、先ほども申し上げましたが、俯瞰をしながらイノベーションの創出に取り組んでおりますし、また、そういう形を今後とも続けてまいりました。

総合科学技術会議として進めしていくためには、五年間というのはいかがなものかなと思うんですが、これ、通告はしておりませんけれども、どういう意味でおっしゃったのか、もう一度教えてください。

○村上(史)委員 それと、先ほど、これからの予算のあり方で、最低五年間はこういう予算を欲しいというお答えでしたけれども、いわゆる科学技術を国家戦略として進めていくためには、五年間

というのにはいかがなものかなと思うんですが、これ、通告はしておりませんけれども、どういう意味でおっしゃったのか、もう一度教えてください。

○山本国務大臣 本来であれば、私の答えは、現在、平成二十六年度早々のプログラム実施に向けて研究開発計画を検討しているところですので、現段階では対象分野の拡大とか予算の増額については検討する段階にはないというのだが、これが普通の答えだと思うんですけれども、科学技術担当大臣としての見解といいますか、希望を述べさせていただきましたが、やはりこの五百億の枠をぜひ続けていただきたいなと思っています。

さつき五年間と言つたのは、きょうの質疑にもありましたが、御質問の中で、SIPの効果、どのくらいで事業化に結びつけるか、どういうめどを考えているのかという話が近藤委員の方からございましたので、そのとき、少なくとも五年ぐらいで成果が出るような形を考えたいと申し上げましたので、そういう意味で、少なくともそのぐら

らいは続けていきたいというふうに科学技術担当

大臣として強く要望しているということです。○村上(史)委員 ありがとうございました。よくわかりました。

それでは、事務局体制について一つ質問をさせていただきたいと思います。

調査能力あるいは評価能力、予算編成能力や総合調整能力を持つ人材を百人集めたい、組織したいということをございますけれども、これをどういう形で具体的に進められるのか、民間からも登用されるのか、お尋ねしたいと思います。

○山本国務大臣 総合科学技術会議の機能強化を図つていく上で、その基盤となる事務局体制を強化するのは、今委員がおっしゃったとおり、大事だというふうに考えております。このため、関係各省・大学、それから産業界等の協力を得ながら、科学技術イノベーション等の専門的な知見を有する優秀な人材の登用をしつかり進めたいと考えております。出向者の任期の長期化等によって、人材の安定的、継続的な確保にも取り組みたいといふふうに考えております。

具体的に言うと、民間からの政策調査員の増員を図るということ、さらには、現場の専門的知識等を有する研究者等が行政機関において業務に参画できる制度である、今回の質疑でも出てまいりましたが、科学技術政策フロー制度の創設を検討しております、さらなる体制の強化を図ることとしております。

○村上(史)委員 ありがとうございました。それでは、成長戦略と科学技術の問題で二点ほどお尋ねをしたいと思います。

先ほどの御答弁でも、ある程度の期間の中で成果を出したいということをおっしゃいました。一つの目安として五年ということであろうかと思います。ただ、そういうことで成果を出そうとして不正行為に手を染めれば、その後余り、どうしても開発費、研究費が応用研究や開発研究の方に偏重しがちで、基礎研究の方がおろそかにならないかなというちょっと危惧もあるんですけれども、その点をまずお伺いしたい。

それと、研究者の立場からすれば、予算をつけ

てもらっている、そして限られた期間の中で成果を出さないといけないという焦りもあるでしょうし、今回の理研の問題はそれに該当するかどうかわかりませんが、外国でもそういう研究者が勇み足で研究論文を早く出してしまって、また取り下げるとか、そういうことが茶飯にあると言われております。そうなりますと、日本の技術、日本への信頼という部分で毀損するおそれがあるというふうに思うんですけども、大臣はその辺どのようにお考えでしょうか。

○山本国務大臣 応用科学が重視され、基礎研究へのしわ寄せが危惧されるという御質問でございましたが、成長戦略の推進のために、もちろん、実用化、事業化といった出口を意識した問題解決型の応用研究、これが重要なふうにされています。しかしながら、今委員がおっしゃつたように、同時にイノベーションの源泉となるシーズを生み出す基礎研究も一体的に推進させれる、これが大事だと考えています。

基礎から応用、実用段階に至るまでシームレスに研究を展開できる、これがイノベーションを続けるために重要なことを踏まえて、総合科学技術会議としては、その実現に向けて、総合科学技術会議としては、その実現に向けて、

○山本国務大臣 今、村上委員が御指摘になつたように、同時にイノベーションの源泉となるシーズを生み出す基礎研究も一体的に推進させれる、これが大事だと考えています。

○山本国務大臣 今、村上委員が御指摘になつたとおり、我が国の政府研究開発費の負担は、諸外国に比べると非常に低水準になるというふうに認識しています。

○山本国務大臣 今、村上委員が御指摘になつたとおり、我が国の政府研究開発費の負担は、諸外

促してまいりたいと思います。さらに、研究資金の獲得、キャリアパスの形成における競争について、これも念頭に置きながら、イノベーション環境創出に向けた検討を進めていきたいと考えます。

○村上(史)委員 ありがとうございました。

まさに、科学技術担当大臣として、いろいろなところに目配りをしていただかないといけないのことで大変だと思いますけれども、大臣はその辺ど

技术の発展のために、より一層の御尽力をいたさないな、そのように思います。

ただ、我が国の研究費のことで危惧するのが、政府負担の割合が先進国の中でも低いではないか、これは数字上出ております。

我が国の場合は、研究費は十七兆余りあります

が、政府負担は三兆余り、率にして一八%から一九%。海外では、もう三〇%は優に超えていると

いう状況の中で、この状況を大臣はどうのようにお考えですか。

○山本国務大臣 今、村上委員が御指摘になつたとおり、我が国の政府研究開発費の負担は、諸外

国に比べると非常に低水準になるというふうに認識しています。

こういう認識のもとで、平成二十三年の八月に閣議決定された第四期の科学技術基本計画、ここにおいて、政府研究開発投資について対GDP比の一%にする、その場合、第四期基本計画期間中の政府研究開発投資の総額の規模を約二十五兆円、こういう具体的な目標を設定しております。

我が国の財政事情は非常に厳しい状況にあります。

先ほどの質問でも、あまり聞いたことがあります。研究者たちはさまざまなものに重圧にさらされています。研究者たちはさまざまなものに重圧にさらされています。

こういう中で、競争に勝つために、委員もおつ

しゃつたように、早期に結果を出そうと焦る一方で、研究が予定どおりに進まないことは往々にしてあると思います。だからといって、安易に結果を出そうとして不正行為に手を染めれば、その後

当然、大臣も御承知かと思います。ヨーロッパ

あるいはアメリカなんかでも、省庁をつくつて具体的に国家戦略として科学技術立国をその国が推進しているという面で、日本は、そういう部門を文部省と科学技術廳とあわせて文部省にしたように、今はそういう組織にはなつておりますけれども、本来、独立した形でこれを推進すべきではないかな、そのためには必要な予算をどんどんつけなくていいことが必要だと思います。

この法規は別なんですけれども、科学技術担当大臣としての思いをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

間に移らせていただきたいと思います。これは、この法案とは直接関係はないんですねけれども、いわゆる科学技術立国日本をどのようにつくり、そして今後も成長させていくかという面で、科学技術担当の大臣の所見を伺いたいと思うんですけれども、内閣府にこの総合科学技術・イノベーション会議を新たに創設する、それはそれで結構なんです。ただ、内閣府に置くといふことで、肥大化の問題もございますし、また、官房長官もおっしゃつていますけれども、出口の問題も検討していこうという状況にあると思います。

ただ、科学技術立国を確たるものにするために、は、単年度の視点とか五年のスパンではなくて、これからずっと取り組まなければならない課題だと思います。

そういう面で、今回のその法案については是といたしますけれども、本来の科学技術立国日本をつくつていただくためには、かつて二〇〇一年まで科学技術廳というものがあつて、これはやはり、戦後の日本の復興の中で、資源がない、そして日本が独立をしていくためにはどうしたらいいか、経済的に自立をしていくためにはどうしても技術が必要なんだという中で、この科学技術廳が成長してきた、先ほどの質問でもありましたけれども、超大物がそれを担つてきたという面で、これは大きくなっています。

当然、大臣も御承知かと思います。ヨーロッパあるいはアメリカなんかでも、省庁をつくつて具体的に国家戦略として科学技術立国をその国が推進しているという面で、日本は、そういう部門を文部省と科学技術廳とあわせて文部省にしたように、今はそういう組織にはなつておりますけれども、本来、独立した形でこれを推進すべきではないかな、そのためには必要な予算をどんどんつけなくていいことが必要だと思います。

この法規は別なんですけれども、科学技術担当大臣としての思いをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○山本国務大臣 今委員がおっしゃった、例えば

科学技術庁を復活させるとか、科学技術イノベーション省を新たにつくるとか、こういう話になると大変な大議論になつてくるとは思うんですけども、やはり今、安倍政権として、成長戦略の中心に科学技術イノベーションを位置づけている。

きょうの質疑でもいろいろ出ていましたが、やはり、日本の未来が科学技術イノベーション政策の成否にかかっているということを考えれば、やはり一つの考え方として、頭のどこかにしつかりと置いておきたいと思います。

○村上(史)委員 ありがとうございました。

それ以上のこととは大臣のお口からお話をできないと思いますけれども、思いは伝わってまいりまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

ただ、これが单なるアベノミクスの成長戦略だけの位置づけに終わつてしまつてはだめだと思いますが、その点も指摘をさせていただいだので、これからも大臣の御活躍をお祈りしたいと思います。

○柴山委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○柴山委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○柴山委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○柴山委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○柴山委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○近藤(洋)委員 ただいま議題となりました内閣府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案について、民主黨・無所属クラブ、日本維新の会、みんなの党及び生活の党の四会派を代表して、みんなの党及び生活の党の四会派を代表し

て、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、地方公共団体が地域の実情に即して事業または事務をより的確に実施することができるようにするために創設された地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業または事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関する事務について引き続き内閣府の所掌事務とするため、これを削除する規定を削除することとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○柴山委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○柴山委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

○赤嶺政賢君 討論の申し出がありますので、これを許します。

○赤嶺政賢君 日本共産党的赤嶺政賢です。

私は、日本共産党を代表して、内閣府設置法改正案に対し反対の討論を行います。

○赤嶺政賢君 反対する理由は、今回の法改正が、成長戦略の名のもとに、日本の研究予算である科学技術振興費を財界、大企業の要求する研究開発に再配分するためのものであり、日本の学術研究をゆがめるものだからです。

安倍内閣発足から一ヵ月後の昨年1月、日本経団連は、財界本位の支援プログラムの創設と決定を求める提言を発表しました。一四年度予算には、この提言どおり、五百億円の戦略的イノベーション創造プログラムが計上され、今回の法改正は、そのプログラムを総合科学技術会議がみずから裁量で決定できるようにするためのもので

す。そのプログラムの責任者となる十人のプログラマムディレクターには、既に、トヨタ自動車、三菱電機、日立製作所、東京ガスなど、財界、大企業関係者の名がすらりと並んでいます。

五百億円のプログラム予算の原資は、政府全体

の科学技術振興費であり、今回導入される仕組みは、その一部を、財界関係者の指揮のもと、財界のためのプロジェクトに配分し直す仕組みにほかなりません。このしわ寄せを受けるのは、日本の科学技術研究の基盤そのものです。研究の現場から、研究資源の配分が一部の先端研究や実用研究に偏重し、幅広い分野の基礎研究がおろそかになります。

財界の目先の利益、目の先のイノベーションを優先した財界本位の研究資源の再配分は、長い目で見れば、イノベーションを生み出す日本の研究基盤自身を掘り崩すものとなりかねません。このことを強く指摘し、反対討論とするものです。

○柴山委員長 これにて討論は終局いたしました。

○柴山委員長 これより採決に入ります。

○柴山委員長 内閣提出、内閣府設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、近藤洋介君外三名提出の修正案について採決いたします。

○柴山委員長 本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○柴山委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。
○柴山委員長 これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○柴山委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○柴山委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、平将明君外五名から、自由民主

党、民主黨・無所属クラブ、日本維新の会、公明

党、みんなの党及び生活の党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりま

す。

提出者から趣旨の説明を聽取いたします。津村

啓介君。

○津村委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていた

だきます。

内閣府設置法の一部を改正する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 総合科学技術・イノベーション会議は、科

学技術イノベーション政策の司令塔機能を發

揮し、政府全体の科学技術関係予算の戦略的

策定や戦略的イノベーション創造プログラム

の推進等に積極的に取り組むとともに、同プ

ログラムの実施に当たつては、実効性のある

P D C Aサイクルを構築し、科学技術イノ

ベーションの創出を実現すること。

二 総合科学技術・イノベーション会議が持つ

べき分析・企画力等を發揮できるようにする

ため、その基盤となる事務局の人員体制の強

化や調査分析機能の強化を図ること。

三 総合科学技術・イノベーション会議の運営

に当たつては、イノベーション創出を加速さ

せるため、産業界の活力を積極的に活用する

こと。

四 総合科学技術・イノベーション会議は、I

T 総合戦略本部、知的財産戦略本部、総合海

洋政策本部、宇宙開発戦略本部その他の科学

技術イノベーションに関連する本部組織との

連携強化に取り組むとともに、同会議の司令

塔機能の「総合性」の更なる發揮について検討

すること。

五 総合科学技術会議の司令塔機能強化に加え

て、内閣総理大臣等に対し科学技術イノベーションに関する助言等を行う科学技術顧問(仮称)の設置について検討し、その結果に

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○柴山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柴山委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求めておりますので、これを許します。山本国務大臣。

○山本国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○柴山委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○柴山委員長 次回は、来る二十八日金曜日午前八時五十分理事会 午前九時委員会を開会する」ととし、本日は、これにて散会いたします。
午後二時三十分散会

内閣府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

内閣府設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第一項第六号の次に一号を加える改正規定のうち第六号の二中「第三項第七号の三」を「第三項第七号の四」に改める。

第四条第三項第七号の改正規定を削る。

第七号の二から第七号の六を第七号の八とし、第七号の三とし、同号の前に次の一号を加える。
七の二 科学技術基本計画(科学技術基本法平成七年法律第百三十号)第九条第一項に規定号の八を「第七号の九」に「二号」を「三号」に改め、第七号の三を第七号の四とし、第七号の二を第七号の三とし、同号の前に次の一号を加える。

第四条第三項第十五号の改正規定中「第七号の八」を「第七号の九」に改める。
附則第一条の二第一項の改正規定中「第三項第七号の八」を「第三項第七号の九」に改める。